

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
種	永年	5 6		
総務常任委員会記録				
日時	令和 3 年 3 月 1 2 日 (金)	開会 閉会	午前 8 時 5 9 分 午後 0 時 2 7 分	会場 総合保健福祉センター 2 階会議室 1
出席者	委員長 土居 信一 副委員長 大崎 稔 委員 豊島美代子 委員 宮田 志野 委員 海地 雅弘 委員 大崎 宏明 委員 吉野 寛招 委員 松田 健			
市側出席者	副市長 (松岡 哲也) 会計管理者兼会計課長 (國澤 豊) 総務課長 (梅原健一郎) 企画政策課長 (北川 幸一) プロジェクト推進室長 (奥田 史雄) 元気創造課長 (西森 茂幸) 人権交流センター所長 (西田 功) 地震・防災課長 (久万 敏幸) 税務課長 (宮本 良二) 【事務局】局長：小野 昌司 次長 池田知佐子			
欠席者	なし			記録者 池田知佐子
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 2 号	須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の 制定について			原案可決
市議案第 3 号	須崎市債権管理条例の制定について			原案可決
市議案第 6 号	須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例につ いて			原案可決
市議案第 7 号	須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁 償支給条例の一部を改正する条例について			原案可決
市議案第 8 号	須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例について			原案可決
市議案第 17 号	専決処分の承認について《分 割》			原案承認
市議案第 18 号	令和 3 年度須崎市一般会計予算について《分 割》			原案可決
市議案第 19 号	令和 3 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について			原案可決

市議案第 20 号 令和 3 年度須崎市バス事業特別会計予算について

原案可決

市議案第 29 号 令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）に
ついて《分割》

原案可決

市議案第 30 号 令和 2 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 2
号）について

原案可決

（2）請願・陳情について

陳情第 22 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情

採 択

総務常任委員会記録《令和3年 3月12日》

○午前 8時59分 開議

~~~~~

○土居委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより総務委員会を開議いたします。

松田委員より所用のため少し遅れるという連絡をいただきました。

それでは、なお、議事の進行に当たりましては、挙手により、委員長の許可を得てから発言を行うようにお願いをいたします。

これより議事に入ります。

市議案第2号 須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定について

○土居委員長＝市議案第2号須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画政策課長。

○北川企画政策課長＝おはようございます。

それでは、市議案第2号須崎市まち・ひと・しごと創生推進事業基金条例の制定について、御説明を申し上げます。議案書3ページ、4ページでございます。

本条例は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する法人からの寄附、いわゆる企業版ふるさと納税及びまち・ひと・しごと創生推進事業への寄附のうち、当該年度の事業に充当できない場合、後年度の事業に寄附金を活用するため、一旦基金に積み立てる必要があることから、今回基金を設置しようとするものです。

条例の内容でございますが、第1条で設置について、第2条で積立てについて、第3条で管理について、第4条で運用益金の処理について、第5条、処分については、須崎市まち・ひと・しごと創生推進計画に基づき実施された事業の財源について充てる場合に限るとしております。そして、第6条で委任規定について定めております。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○土居委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第3号 須崎市債権管理条例の制定について

○土居委員長＝続きまして、市議案第3号須崎市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝改めまして、おはようございます。市議案第3号須崎市債権管理条例の制定につきまして、御説明をいたします。議案書5ページから10ページでございます。

本議案は、債権管理の一層の適正化及び効率化を図るため、市の債権の管理に関する事務の処理につきまして、一般的基準その他必要な事項を条例に制定しようとするものでございます。

6ページ、第1条でございますが目的を、第2条で定義といたしまして用語の意義を定め、第3条で他の法令との関係、第4条で市長の責務、第5条で台帳の整備、第6条で滞納者に関する情報の利用について規定し、第7条、第8条では債権回収のため必要な督促、滞納処分等について、第9条では非強制徴収債権に係る強制執行等取らなければならないことについて定めております。第10条では履行期限の繰上げ、第11条では債権の申出等を定め、第12条から第14条では非強制徴収債権の徴収停止、履行延期の特約等及び免除について、続いて第15条では債権放棄について規定することといたしております。また、第15条第2項では非強制徴収債権放棄に関しまして、議会への報告を義務づけるとともに、第16条では委任について規定することといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○土居委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝一般質問でもこの問題についてしましたが、ちょっと例えば第6条ですね、条例についてお聞きをしたいとこですが、第6条です。この滞納者に関する情報の利用ということでは、現在、どんなふうになっているのでしょうか。

○土居委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝関係機関、実施機関というのは、いわゆる須崎市のことで、この中で情報の共有を図ることについて既にされているということにはなりまして、例えば生活保護の関係と税の関係ですとか、そういうことはそれぞれ情報共有は図れるようにはなっております。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝それで、ずっと以前からのことですけど、それ以外のものももっと情報、いわゆる市債権や含めてですよね、滞納者の一人の方がこの部分だけ滞納しているというふうなことじゃなくて、この部分も滞納している、この税目も滞納しているというふうな傾向があるかと思うから、そういったほかのところについての情報の共有で、一緒になって働きかけをすると、そういう必要があるんじゃないかというようなことは以前にも何回か述べてきたとこですけど、そこは現在はどうなってますか。さっき限られたような項目の範囲にとどまっているのでしょうか。

○土居委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝例えばということでございまして、全体的に複数に滞納はまたがっているということの情報共有はできてるというふうに認識してます。それは税に限らず、国保でもそうですし、そうした私債権も、公債権も含めて、そういう情報は共有できていると。ただ、その一緒の働きかけが、課をまたがって一緒に訪問したり督促したりということがあるかどうかということについてはちょっと、全部が全部できている状況ではないというふうに考えてます。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝こういうふうな形で後について出てきます、債権放棄もしましょうというふうなことに至っていくわけですから、私債権も含めてね。だから、徴収をどうするかというふうなことを、これを機会にさらに詰めていくと、そういう体制も含めて、必要があるんじゃないかなというふうに思います。例えば自治体によっては債権管理課みたいな、係みみたいな、何かこう、そういうような組織をつくっているとところもあるかと思いますが、そんな新たな、何ていうか、取組の必要性もあるんじゃないかと思いますが、ここはどうでしょうか。

○土居委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝具体的な取組は、本会議でも申しましたように、滞納整理本部でも議論はされるということにはなるかと思いますが、ただ、令和2年度につきましても、政策推進会議の中で税務課のほうでも一定、収納を一元化できないかというようなどころの取組とか、そういう話し合い、協議もされておりますので、少しずつそ

うした形で効率化も図っていけるんじゃないかなというふうに思ってます。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝それね、ぜひ必要だと思います。

それと、例えば第9条の1項、強制執行等のところで、担保の付されている非強制徴収債権に対して担保を処分し、もしくは競売その他の担保権の実行の手続きを取り、または保証人に対して履行を請求することとありますけれども、現在どうなっているか。もう一つ、第10条の市長は市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときはと、こうあるんですけど、こういった場合が考えられるのか、お聞きします。

○土居委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝まず、第9条第1項第1号につきましては、現在も住宅新築資金等貸付金につきましては、結局市のほうで抵当を入れておりますので、結局それに基づいて競売をかけているということで、担保にされている非強制徴収債権の競売ということにつながっていると。

それと、第10条につきましては、資力が著しく回復したりとか、何か一時的なお金が入って、それが債権に充てれるというような事情ができたときはというふうなことを想定しております。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝11条ですが、11条、債権。

〔「11条ってことですか。」と呼ぶ者あり〕

○豊島委員＝11条、債権の申出等の中で4行目、市長は市の債権を保全するために必要であると認めるときはと、こうあるわけですけど、どんな場合が考えられますか。

○土居委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝これ前項で、例えば強制執行または破産手続の開始を受けた場合においてということ以外にということでございますけれども、この点につきましては、ちょっと今のところ具体的にこういう内容であるということは、私のほうではちょっとお答えできるものではございませんが、こうした場合が想定されるということがあるということで、条例としてきっちり補完しておく必要があるという意味での項目としております。

○豊島委員＝あと1点。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝12条の第4項の強制執行の措置により、最後のほうで、債務者の日常生活状況を著しく損ねるとき、著しく損ねるところは、基準はどういうことでしょうね。

○土居委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝著しく損ねるということではいきますと、生活が成り立たないところ

まで回収債権を回収するということになると思います。その基準といたしましては、明確に月額幾らであるとか、人それぞれになってくると思いますので、その方々の日常生活に、状況に応じたことになるかとは思っております。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝これ、私、全体的に厳しく取り立てなさいと、本当に生活が苦しい人までとても行政的に取り立てなさいという意味で言ってるわけじゃないのです。例えば非常に気になったのは、一般質問で総務課長がこういった滞納が大きいような状況、あるいは最近いろんな意味で介護保険料なんかまで滞納額増えてきているわけなんですけど、それは何でこんなに増えたと思いますかっていうときに、滞納している人の生活状況の変化じゃないかと、経済状況の変化じゃないかという捉え方ではいかんと思うんですよね。そんなふうに高過ぎる保険料であったり、特に住宅新築資金の問題なんかについては、明らかに今まで貸し付けたときに貸付方にも問題があったって市のほうが責任認めているわけですね、いろんな機会に。いろいろ手落ちもありましたよと、急いでその事業進めようとしたゆえに、お金を借りた人が保証人にもなったりとか、そんな事情があったというのは行政がちゃんと認めているわけですから、やっぱりそういうことにも照らし合わせながらその原因がどこにあったかというのも、また振り返りながらですよ。しかし、しかし、~~取りあえず~~お金がある人からはちゃんと回収していただくと、そして整理をしていくと。もうどうしても無理な状況になれば、そのことが、その経過が市民に説明ができるという状況をつくっていくということが非常に大事なことじゃないかなと。市民が不公平感を抱かないというふうなことにおいては非常に重要なことではないかなというふうに思うところですけども、今回これを制定をすることによって、何を期待をされるのかっていうふうなことについて、ちょっと全体的に、副市長、どんなふうにお考えでしょうか。

○土居委員長＝副市長。

○松岡副市長＝委員のおっしゃることは分かります。ただ、個々の事情というのがすごくありますので、市民の方が全て御理解いただけるような個々の出し方はできませんけども、当然言われたことは職員も意識してやってますし、マニュアルに沿ってもしっかりと、今現状、この人がどこにあるか、今後どうするかというのは各課でもちゃんと協議をしてると私認識してますので、そこを意識して引き続きやっていきたいと。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝何でこんなにコロナの経済状況が厳しいときにこれをつくってくるのかと私思いましたね、正直ね。これをつくったからいうて、即物事が、今までの須崎市の取り組みが変わるということではないでしょうけれども、もう少し手前か、もっともっと先か、経済状況が落ち着いたときにこの条例案が出てきたらよかったな

というふうに思ったところなんですけれども、でも、やっぱり現在には、現状としては特に住宅新築資金の問題とか住宅使用料の問題とかっていうのは、人数も金額も多額の人が、金額が多額な人が一定人数あったということで、それらについては本当にやっぱり職員の手が足りないというふうなことも一つの大きな要因だったと思いますので、一般質問でも申し上げましたように、もちろん高幡の債権管理機構がどう考えるか分かりませんが、そこに移管する方法というふうなものもぜひ検討していただきたいというふうなことを申し上げておきます。

○土居委員長＝副市長。

○松岡副市長＝今回の管理条例も、いろいろコロナの影響とか、市民生活もいろいろ影響を受けてる部分はありますけど、あくまでも目的は適正な管理をちゃんと行政としてもやっていくという趣旨ですので、そこは御理解いただきたいと。

○土居委員長＝ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 6 号 須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○土居委員長＝続きまして、市議案第 6 号須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝それでは、市議案第 6 号須崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。議案書 18 ページ、19 ページをお願いします。

本議案は、令和 3 年度から小・中学校におきまして、1 人 1 台の端末を活用し、高知県が構築予定の学習支援プラットフォームの利用が開始される予定となっております。当該システムでは児童生徒が自由記述によりまして情報を入力することがあることから、当該学習情報の中に児童生徒の個人情報または要配慮個人情報が混入することによりまして、この混入することそのものが個人情報の取得に該当す

る可能性があるため、事前に保護者に収集する情報の種類と用途を説明し、情報の収集を許可するかどうか選択する機会を設けるため、高知県個人情報保護条例に倣いまして、本人の同意があるときに要配慮個人情報を取得できる規定を追加するとともに、人の生命、身体もしくは財産の保護または犯罪の防止のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるときの2号を追加することによる一部改正を行うものであります。第8条第2項を改めまして、第1号及び第3号の規定を新たに追加することといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。以上です。

○土居委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第7号 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

○土居委員長＝続きまして、市議案第7号須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝それでは、市議案第7号須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書20ページから22ページでございまして、本議案は、県内自治体の状況なども踏まえまして、長期間据置きとなっております選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会会長、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の報酬につきまして見直しを行い、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正しようとするものでございます。

21ページでございます。まず、第1条で選挙管理委員会委員長、それから選挙管理委員会委員、監査委員の報酬をそれぞれ1,000円引き上げるとともに、農

業委員会会長、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員につきましては、農地利用最適化に係る補助金の活用を図り、さらに活動を後押しするための能率給につきまして、市長が別に定める額を支給できるよう、改正を行うものでございます。

また、第2条では、農業委員会会長職務代理者を追加いたしまして、月額を2万2,000円とするとともに、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の月額を1万8,000円に改めるということにいたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとし、第2条の規定につきましては、農業委員会総会で新たに役員が選出される令和3年5月17日から施行することといたしております。以上でございます。

○土居委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎さん。

○大崎（稔）副委員長＝この議案に対しましては、反対するものではございません。

今までも何度か特別職の報酬の見直しということは提案もさせていただいた経過もあるんですが、この提案に至るまでの手続がどういうふうに取り上げられたのかということと、常勤というか、特別職には例えば市長、副市長、教育長、それから私たち議員も含まれると思うんですが、その中で市長、副市長、教育長については、特に、議員も、いわゆる従来の報酬よりカットされた状態でもう長年続いてきておるという現実があるわけですが、このことについても協議されたのかどうか、その2点、説明を願いたいと思います。

○土居委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝まず最初に、特別職の、先ほど大崎稔委員さんからご紹介がありました市長、副市長、教育長、それから議員の皆様、これのことにつきましては、報酬等審議会がございまして、本来そこで審議をされるものなんですが、その他の、今日条例審議いただいております農業委員さんなり選挙管理委員さんというのは、特に何年に1回見直すとか、どの期間で審議するとかということが実は決まってません。これにつきましては、それぞれの事務局から長年改定がされていないこと、それから、長年報酬の引上げの要望がありましたことなどをずっと話がされておまして、今回、この3つにつきまして一緒に審議をしたというか、調査をして、引上げについて検討したと。検討の段階では、各課、各局のほうで検討いただいた内容を、副市長はじめ、関係各課の長と一緒に審議をいたしまして、この程度が適当であろうということで、最終的に市長に決裁をいただいたという形で審査をしたところです。

○土居委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 8 号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

○土居委員長＝続きまして、市議案第 8 号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝市議案第 8 号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書 23 ページ、24 ページでございます。

本議案は、令和 3 年度から職員駐車場使用料を徴収するに当たりまして、給与の一部控除で対応するため、須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。須崎市一般職員の給与に関する条例の 18 条の 3 第 1 項に第 7 号として、職員が利用する駐車場の使用料の額を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○土居委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝月額 500 円の、あるいは会計年度任用職員は月額 400 円のこの金額の根拠と、ほかの人との、ほかの人が間違っってそこに置くようなことがないのかどうか、ちょっとその辺りどうなりますでしょうか。

○土居委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝まず、500 円の根拠につきましては、今、駐車場を利用しようという希望者が約 210 名、200 名から 210 名おりまして、月額 500 円で 10 万が 12 か月で 120 万円、これが第 4 駐車場、第 5 駐車場の賃借料が大体年間約 100 万ぐらいかかっておりまして、それと、管理のための一定の金額を徴収することでの金額になっております、120 万円程度。

○土居委員長＝ほかに御質問は。

- 「ほかにあるんじゃないかということ答えてない。」と呼ぶ者あり
- 土居委員長＝総務課長。
- 梅原総務課長＝そのほかの人というのはどういう人を指しておられるのか……。
- 豊島委員＝一般市民です。
- 土居委員長＝総務課長。
- 梅原総務課長＝駐車場の今度新しく区画線をもう一度きれいに引き直した上で、ここは職員有料駐車場ですよという看板を立てるようにいたしております。それで管理するようにしておりますが、そこで、なお、間違って置かれる方がいらっしゃったら、総務課の管財係のほうでそのお客様に移動してもらう等々の対応をなさらないといけないというふうに考えております。
- 土居委員長＝ほかに御質問は。
- 「進行」と呼ぶ者あり
- 土居委員長＝ないので、採決いたします。
- 本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
- 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
-

市議案第17号 専決処分の承認について《分割》

- 土居委員長＝続きまして、市議案第17号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。
- 執行部の説明を求めます。
- 元気創造課長。
- 西森元気創造課長＝それでは、市議案第17号専決補正予算のうち、元気創造課の担当分について御説明を申し上げます。
- 補正予算書の6ページでございます。第7款商工費第1項商工費第3目商工振興費7,000万円の補正は、地方創生臨時交付金によりまして、須崎市事業者経営支援給付金の給付を行うための事業費でございます。
- 内訳といたしましては、需用費として5万円、郵送料としての役務費18万円のほか、給付金分として負担金補助及び交付金6,977万円の総額7,000万円を計上いたしましたものでございます。
- 昨日、3月11日現在の対象事業者数は789事業者、このうち申請書を受理いたしまして審査の上で交付を決定した事業者数は130事業者、これに対する給付

金額は1, 886万円が途中経過となっております。以上です。

○土居委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第18号 令和3年度須崎市一般会計予算について《分割》

○土居委員長＝続きまして、市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝それでは、市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算につきまして、総務課所管分を別冊令和3年度当初予算主要事業説明書により御説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。第1款議会費、細目01議員人件費は、15人分の議員報酬、期末手当、共済費で8, 623万9, 000円となっております。

8ページ、細目03議会運営費は、議会活動に要する経費で600万5, 000円。内訳は、講師謝礼報償費や旅費、議長交際費、需用費、役務費、会議記録反訳や議会だより委託料、使用料、全国市議会議長会負担金や政務活動費など負担金補助及び交付金となっております。

続きまして、9ページ、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の細目03会計年度任用職員雇用経費といたしまして、報酬、手当、共済費、災害補償費、旅費の合計3, 781万9, 000円となっております。

次、10ページです。細目04総務管理費につきましては、1, 721万7, 000円で、市民表彰をはじめ、総務全般経費であります。公共施設の総合管理計画改定委託料が新たに増額となりますが、令和2年度策定完成の個別施設計画策定業務委託料が皆減となるため、全体としては449万5, 000円減となっております。

11ページ、細目05職員研修費は、職員の資質向上のための研修に要する経費

でありまして、前年度より125万6,000円増の534万円となっております。

13ページで、細目07例規管理費でございます。データベース及び紙媒体での例規システムの管理に関する経費といたしまして、委託料及び使用料等で396万9,000円でございます。

次に、ちょっと飛んで、16ページをお願いいたします。第3目財政管理費、細目01財政管理費553万6,000円につきましては、主に地方公会計更新業務委託料325万及び財務会計システムリース料に係る使用料及び賃借料179万8,000円となっております。

次に18ページでございます。第5目財産管理費、細目01市有財産管理費7,436万円は、市有財産管理に要する経費で、庁舎の光熱水費や修繕料、電話料、清掃、夜間受付業務となっております。例年より大幅増につきましては、本庁舎屋上の防水改修及び太陽光発電設備の撤去工事費の計上によるものでございます。その他内訳につきましては、需用費で1,580万円、役務費701万1,000円、委託料1,609万3,000円、使用料及び賃借料207万7,000円でございます。

19ページ、細目03公用車集中管理費は、総務課で管理する27台分の需用費、役務費、公課費の合計521万1,000円となっております。

20ページ、細目04施設等整備基金積立金1億5,004万3,000円は、給食センター整備費及び公共施設の老朽化対策のために積立てに要する経費でございます。

次、ページ飛ばしていただきまして、45ページまで。第8目交通安全対策費、細目01交通安全対策費220万2,000円は、交通安全指導員報償をはじめ、交通安全対策に係るソフト事業に要する経費となっております。

46ページ、細目02交通安全施設整備費350万円は、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の設置、修繕等に係る経費になっております。

47ページ、第9目諸費、細目01防犯対策経費は、各種会議負担金ほか防犯灯設置補助金で332万9,000円となっております。

次に、66ページまで飛んでいただきまして、第2款総務費第4項選挙費第1目選挙管理委員会費は、選挙管理委員会委員報酬をはじめ、選挙管理委員会の事務等に要する経費52万1千円となっております。

67ページ、第2目選挙常時啓発費、細目01選挙常時啓発費11万2,000円は、明るい選挙推進協議会に要する経費となっております。

68ページ、細目、衆議院議員選挙費は、令和3年10月任期の衆議院議員選挙の執行に伴う経費で、1,786万1,000円となっております。

次の69ページ、第5項統計調査費第1目総計調査総務費、細目02学校基本調査費は1万1,000円、70ページ、細目07経済センサスは214万6,000

0円となっております。

次に、71ページ、第6項監査委員費第1目監査委員費、細目02監査委員費360万8,000円は、2名の監査委員及び会計年度任用職員の報酬はじめ、監査の実施及び監査委員事務局に要する経費となっております。

総務課所管分は以上でございます。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝それでは、企画政策課所管分について御説明を申し上げます。

同じく14ページをお願いいたします。個人番号カード交付関連事業費は、個人番号カード交付に関する事務委任をしている地方公共団体情報システム機構への負担金503万9,000円となっております。

次に、15ページをお願いします。文書広報費は、広報「すさき」の発行等に要する経費でございます。主な内容は、広報の配布に御協力をいただいております各自治会等の連絡員の報償費として200万円、県議会だより・県政だよりの折り込み、配布手数料など役務費69万6,000円、広報編集、印刷に要する費用及びシルバー人材センターへの配布委託料として630万円となっております。

続きまして、21ページをお願いします。21ページ、企画費の主なものでは、委託料640万円は須崎市全域の公共交通に関する計画を策定する地域公共交通計画策定委託料。負担金補助及び交付金1,292万3,000円では、高幡広域市町村圏事務組合負担金431万円、中土佐町廃止代替バス利用負担金40万円や、高陵交通が運行しております須崎栲原線と須崎土佐市線への補助金750万円及び多ノ郷北部地域でのデマンド型乗合タクシーへの事業費補助50万円となっております。

次に、32ページをお願いします。まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業費は、総合戦略の中の産業振興計画に掲載されている事業についての補助金で900万円と、郵送料等に係る役務費。

次は34ページをお願いします。すさがすきさ奨学金返還支援事業費では、奨学金の返還の一部を助成する事業で、30名分360万円となっております。

次に、40ページ、私立学校施設整備支援事業費は、明德義塾中・高等学校が本市に整備した寄宿舍への補助金でございます。令和3年度は2,000万円の補助を見込んでおります。

次に、43ページ、情報管理費5,011万2,000円は、情報システムの維持管理、更新等に要する経費で、主なもの、役務費172万6,000円は県内自治体と県を結ぶ回線や本庁と出先機関を結ぶ回線接続に要する経費となっております。委託料は1,635万6,000円では、ネットワーク関連の保守費用や機器障害時サポート、電算業務の専門的な技術支援をいただくためのサポート費、また、高知県セキュリティークラウドが来年度新しくなりますので、その移行に伴う委託

料、そのほかホームページの保守管理やウイルス対策となっております。使用料2,587万9,000円では、県の情報セキュリティークラウドの利用料や庁内での情報共有を行うグループウェア使用料、職員の業務端末リース料となっております。負担金補助及び交付金は、個人番号業務に係る自治体の中間サーバーの利用負担金、県情報セキュリティークラウド負担金となっております。

続きまして、44ページ、共同型住民情報システム運営事業費5,309万円では、住民情報システム帳票印刷サービス委託料で883万6,000円、住民情報システムの使用料4,415万円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝元気創造課所管分につきましては、22ページからでございます。

初めに、カワウソのまちづくり事業費の13万4,000円につきましては、自然環境の保全及び意識の向上を図るために実施いたしております野外博物館事業並びに市内小・中学校との連携事業を実施するため、NPO法人四国自然史科学研究センターへの業務委託に係る委託料12万円と、事務経費として消耗品等の需用費1万円、郵送料として役務費が4,000円となっております。

次に、23ページ、まち全域がサービスエリア構想推進事業費100万円は、SAT構想推進補助金からの継続しておるものでございまして、1件当たり20万円を上限として補助を行うことといたしております。

次に、24ページ、すさきがすきさ応援事業費6億6,747万円につきましては、ふるさと納税の業務に関する事務経費及び返礼品発送等委託料となっております。事務経費の内訳といたしましては、事業者向け研修の講師謝金として報償費が15万円、旅費25万円及び消耗品費、印刷製本費等需用費8万3,000円、郵送料、各ポータルサイト及びそれぞれのクレジット公金決済の手数料など役務費7,755万2,000円、返礼品発送等に係る委託料5億8,941万5,000円、自治体連携負担金が2万円となっております。

続きまして、25ページ、すさきがすきさ応援基金積立金につきましては、寄附金額からふるさと納税事業に係る必要経費を差し引いた5億3,274万8,000円を見込んでおります。

次に、26ページ、移住促進等集落維持・再生事業費1,813万7,000円につきましては、NPO法人暮らすさきへの移住促進事業委託料961万8,000円、負担金補助及び交付金として、住宅改修補助金等が547万2,000円、東京23区からの移住支援補助金として200万円、移住相談会や自治体連携相談会への旅費が33万2,000円、管理物件賃借料を含む使用料及び賃借料が44万4,000円となっております。

次に、27ページ、集落支援員配置事業費494万3,000円につきましては、安和地区集落活動センターの運営に係る集落支援員配置のための経費でありまして、内訳は、報酬、手当として307万3,000円、共済費49万5,000円及び事務経費として旅費、需用費、役務費、使用料、備品購入費等の合計で137万5,000円となっております。

なお、令和3年度より新荘公民館から安和地区に係る公民館業務を分離することとしておりまして、集落支援員を1名増員する予定でございます。

次に、28ページ、須崎的文化創造戦略事業費178万円につきましては、須崎ビジネスプランコンテストに関する経費並びに未来塾修了生向けの研修講師謝金等でございます。

次に、29ページ、すさき街角ギャラリー運営費1,134万6,000円につきましては、主に指定管理の委託料として1,110万円となっております。その他の経費では、駐車場借り上げに係る賃借料が18万円、備品購入費が6万6,000円となっております。

次に、30ページ、芸術のまちづくり事業費600万円につきましては、9回目となります現代地方譚アーティスト・イン・レジデンス須崎実施のための実行委員会への補助金でございます。

続きまして、31ページ、マスコットキャラクター事業費4,068万6,000円は、しんじょう君の活動に伴う各種事業経費及びご当地キャラまつりへの補助金となっております。内訳でございますが、しんじょう君事業の外部委託料として3,220万円、負担金補助及び交付金800万6,000円はご当地キャラクター協会への負担金6,000円とご当地キャラまつり実行委員会への補助金800万円となっております。

次に、35ページに移りまして、地域おこし協力隊費でございますが、元気創造課所管分として、3名分の報酬、共済費、住居の家賃等で合計1,038万9,000円となっております。

36ページ、地域おこし協力隊活動費といたしまして269万8,000円でございますが、その内訳は、旅費74万2,000円、消耗品、印刷製本費、燃料代等の需用費98万8,000円、役務費が14万2,000円、車両のリース費用や高速道路の通行料として使用料及び賃借料が52万6,000円、備品購入費20万円となっております。

次に、39ページ、移住者向けデザイナーズ住宅モデル事業費932万4,000円は、市が空き家所有者と賃貸借契約を締結した上で、移住者の御要望を取り入れながら空き家を改修するものでございます。

次に、少し飛びますが、50ページ、第11目コミュニティ推進事業費462万8,000円は、各地域の集会所の改修等に対する補助金200万円と、妙見山交

流会館の電気料、水道料として5万3,000円、浄化槽の維持管理費として7万5,000円、また、集落活動センターあわの備品整備を行うため、宝くじ助成の活用を検討いたしております、250万円を予算計上いたしております。

続きまして、また飛びまして、253ページ、第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費の商工振興費4,033万1,000円の内訳は、旅費1万円、消耗品費やコピー代等の需用費として17万円、郵便料や浄化槽保守点検のための役務費が15万4,000円、有料道路通行料あるいは駐車場使用料として使用料及び賃借料が1万2,000円、負担金補助及び交付金3,998万5,000円は、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金、10分の10でございますが、これを活用して、水産事業者が加工場整備を行うための補助金3,960万5,000円と優良従業員市長表彰負担金3万円及び須崎の魚まつり事業費補助金35万円となっております。

次に、254ページ、道の駅管理運営事業費489万9,000円でございますが、施設全般の修繕料として、需用費を200万円、エレベーター、空調設備清掃など、道の駅管理運営委託及び道の駅屋外公衆トイレ清掃業務委託など275万7,000円、その他、道の駅連絡会負担金7万円となっております。

続きまして、消費者行政関係でございますが、255ページ、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業費103万4,000円は、消費者問題に関する高齢者向け研修会や出前講座の開催のほか、チラシやパンフレットの配布等により啓発を図るためのものでございまして、研修会講師謝金が5万1,000円、印刷製本費用として需用費が79万3,000円、チラシ等の折り込み配布手数料として役務費が19万円となっております。

次に、256ページの消費生活相談員等レベルアップ事業費55万3,000円は、消費生活相談員及び担当職員のレベルアップを図るための研修に要する旅費として48万4,000円、高速道路や駐車場の使用料として4万円、研修受講に係る負担金が2万9,000円となっております。

次に、257ページ、消費生活相談体制整備事業費209万2,000円は、消費生活相談員の人件費として、報酬手当が180万4,000円、共済費28万8,000円であります。

258ページの消費生活相談機能整備・強化事業費5万円は、参考図書の購入や消費者行政に関する事務経費となっております。

次に、259ページ、第3目観光費でございます。観光費2,701万8,000円の内訳といたしまして、旅費、需用費、役務費等の事務経費を除き、主なものとして、委託料223万8,000円は、観光・防災Wi-Fi設備保守委託が23万8,000円、観光漁業促進事業委託200万円となっております。その他、有料道路や駐車場の使用料が1万8,000円、観光スポットへの多言語看板設置

工事費として35万円、負担金補助及び交付金は、高知県観光コンベンション協会会費が56万円、須崎まつり事業の補助金が480万円、観光協会補助金が1,300万円、特別交付税を用いまして雇用いたします地域おこし企業人の負担金が560万円となっております。

次に、260ページ、体験観光推進事業費550万円は観光協会への委託料で、教育旅行の受入れなど、体験型観光の推進に要する費用でございます。

次に、261ページ、国際交流員招致事業費617万9,000円につきましては、フランス人国際交流員招致に要する経費でありまして、報酬、共済費として453万9,000円、旅費10万円、需用費33万円、使用料及び賃借料は家賃といたしまして108万3,000円、住居火災保険料としての役務費が1万円、JETプログラムに係る会費、傷害保険等負担金として11万7,000円となっております。

元気創造課分は以上でございます。

○土居委員長＝会計課長。

○國澤会計管理者兼会計課長＝それでは、会計課所管分の御説明を申し上げます。事業説明書の17ページをお願いいたします。

会計管理費としまして、会計事務に要する経費が需用費、役務費、使用料、各課窓口での釣銭用としての貸付金の合計67万4,000円となっております。以上でございます。

○土居委員長＝税務課長。

○宮本税務課長＝では、税務課所管分につきまして、同じく主要事業説明書の62ページ、63ページでございます。

まず、62ページの1目税務総務費は、税務行政事務に要する経費で、前年度に比べて6万3,000円減の798万円を計上しております。内訳は、10節需用費に登記追録代など23万円、12節委託料に土地公図修正業務委託料28万円、標準宅地鑑定評価委託料641万3,000円の合計669万3,000円、18節負担金補助及び交付金には資産評価システム研究センターなど6団体の負担金105万7,000円を計上しております。

次に、63ページの2目賦課徴収費は、市税の賦課徴収関連事務に要する経費で、前年度に比べ352万4,000円減の2,469万9,000円を計上しております。内訳は、例年の市県民税の申告時期の業務量増加に対応するため、会計年度任用職員を雇用する経費として、1節報酬に108万9,000円、4節共済費に16万7,000円、8節旅費に、税務研修や徴収などの県外旅費17万9,000円、費用代償1万6,000円を合わせて19万5,000円、10節需用費に封筒などの印刷製本費や事務用消耗品費など、燃料代と修繕料で146万6,000円、11節役務費に郵便料330万円、預貯金等照会手数料15万4,000円、

市税口座振替手数料20万円、法務局オンライン登記情報照会手数料が7万円増の11万6,000円、軽自動車情報提供システム費用34万1,000円、コンビニ収納手数料が15万円増の80万円、地方税ポータルシステム、eLTAX、ASPサービス利用料87万2,000円など、前年度に比べ19万5,000円増の合計586万円、12節委託料に地方税共通納税連携システム保守料30万4,000円、申告データ送信ファイル作成機能保守料9万円の合計39万4,000円、13節使用料及び賃借料に高速道路通行料と駐車場使用料で1万3,000円、18節負担金補助及び交付金では、負担金として租税債権管理機構負担金517万3,000円、研修会参加受講料4万8,000円、給与支払い報告書共同印刷費用負担金2万2,000円、交付金として、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金で14万1,000円増の22万5,000円、合計で546万8,000円、22節償還金利子及び割引料に還付金を1,000万円、26節公課費に、公用車の車検に伴う重量税7,000円を計上しております。以上でございます。

○土居委員長＝地震・防災課長。

○久万地震・防災課長＝失礼します。地震・防災課分について御説明いたします。51ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費12目防災対策費911万5,000円。内訳といたしましては、需用費に294万7,000円、備蓄食糧等防災用品の購入費でございます。役務費222万4,000円、防災・減災用保険制度に122万6,000円、衛星携帯電話料等であります。備品購入費190万円、災害用簡易式組立てトイレ6基分の購入費でございます。負担金補助及び交付金164万3,000円は、消防防災ヘリ運航連絡協議会負担金が159万1,000円等でございます。

52ページをお開きください。防災行政無線維持管理費867万7,000円。主な内訳としまして、需用費として68万円は、防災無線電気料28万円、戸別受信機修繕料40万円であります。保守委託料764万円、防災行政無線J-ALER T、消防モーターサイレン保守点検委託料でございます。負担金補助及び交付金19万7,000円、県防災無線運営費市町村負担分でございます。

続きまして、53ページ、総合防災・避難訓練経費70万円。秋に予定しております訓練の経費でございます。

続きまして、54ページ、自主防災組織活動支援事業費600万円。自主防災組織の活動に係る補助金でございます。

続きまして、55ページ、地域防災体制整備支援事業費289万3,000円。前年度予算からの減額につきましては、昨年度計上しておりました須崎市国土強靱化地域計画策定支援業務委託料の減分によるものであります。備品購入費240万円は、防災拠点施設への災害時浄水装置と発電機購入費です。その他リーダー研修会等の経費となっております。

続きまして、56ページ、木造住宅耐震化促進事業費4,995万3,000円。主な内訳といたしまして、委託料175万3,000円は、耐震診断委託料と耐震診断戸別訪問委託料でございます。負担金補助及び交付金4,820万円は、耐震設計と改修費補助金でございます。

57ページ、都市防災総合推進事業費として2,100万円。津波避難道の整備費用で、委託料300万円は安和地区避難道測量設計委託料、工事請負費1,800万円は多ノ郷地区避難道整備工事費であります。

続きまして、58ページ、建築物耐震対策緊急促進事業費2,672万7,000円。県が指定する緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断、耐震改修工事に関する経費でございます。

59ページ、ブロック塀等耐震対策事業費205万円。ブロック塀の撤去改修補助金でございます。

60ページ、老朽住宅等除却事業費858万5,000円。避難の妨げとなる1軒空き家を除去するための補助金でございます。

61ページ、避難所運営体制整備加速化事業200万円。指定避難所の資機材購入費でございます。

続きまして、288ページからをお開きください。288ページ、9款消防費1項消防費1日常備消防費、高幡消防組合負担金として4億1,854万7,000円。消防本部と須崎消防署の運営経費でございます。

289ページ、救急業務協定負担金230万円。浦ノ内東部地区への土佐市消防署の救急応援出動に対する負担金でございます。

続きまして、290ページ、非常備消防費として2,659万9,000円。主な内訳は、消防団員の報酬に1,550万円、需用費490万3,000円は新入団員の装備品や消防学校教材費、消防用ホース、消防車両、屯所の修繕費、水道光熱費等でございます。負担金補助及び交付金363万円、各協議会への負担金や操法大会参加補助金などがございます。

291ページ、消防防災設備整備事業費として2,800万円。吾桑分団のポンプ消防車を購入する予定でございます。

292ページ、水防活動費として92万円。水防団出動報酬75万円、土のう袋購入に12万円などがございます。

293ページ、県より受託しております海岸門扉管理委託料235万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○土居委員長＝人権交流センター所長。

○西田人権交流センター所長＝人権交流センターです。よろしくお願いいたします。

117ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費7目人権交流センタ

一費、細目2人権交流センター運営費1, 173万5, 000円でございます。内訳としましては、1節報酬458万円については、人権交流センター運営審議会委員、地域福祉調整委員及び会計年度任用職員3名分の報酬として計上しています。3節職員手当等94万円及び4節教材費71万5, 000円は、会計年度任用職員3名に係る利用でございます。3節報償費の65万7, 000円につきましては、地域交流促進事業として、健康体操教室、料理教室、洋裁教室の講師代金でございます。8節旅費40万8, 000円は、研修会への県外出張旅費及び会計年度任用職員の職員手当でございます。10節需用費393万2, 000円につきましては、電気料として290万円、修繕料として60万円を、その他事務消耗品や燃料費等43万2, 000円を計上しております。11節役務費は郵便代や電話料などで40万4, 000円。13節使用料及び賃借料9万9, 000円は、有料道路の通行料などでございます。

次ページ、118ページ、細目3人権交流センター管理費164万円でございます。10節需用費8万2, 000円は、公用車の車検代及び消火器内液の交換費用で、前年度は事務室照明LED化とセンター和室畳替え47万3, 000円を計上していたため、39万1, 000円の減額となっております。11節役務費8万4, 000円は公用車車検の際の手数料などでございます。12節委託料62万8, 000円は、センターの清掃や浄化槽関係の委託料などでございます。14節工事請負費72万6, 000円は、トイレの洋式化の改修工事のため、計上しております。18節負担金11万3, 000円につきましては、高知県隣保館連絡協議会などの負担金で、26節公課費7, 000円は車検時の自動車重量税でございます。

次ページ、119ページ、細目4人権対策費53万5, 000円につきましては、7節報償費2万5, 000円は人権作文発表会の際の記念品代、11節役務費3, 000円は郵便代、使用料及び賃借料2万3, 000円は送迎タクシー代など、18節負担金48万4, 000円は高知縣市町村じんけん行政連絡協議会負担金などで、このうち市人権教育研究協議会補助金につきましては、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の関係で、事業の実施が少なく、繰越金が多く発生する見込みで、38万4, 000円の減額で30万円としております。

次ページ、120ページ、細目5、人権尊重の社会づくり事業費83万4, 000円は、1節報酬7万円として、人権尊重の社会づくり協議会委員報酬、7節報償費2万円はこどもじんけん講座講師派遣報償費として、8節旅費8, 000円は人権尊重の社会づくり協議会委員、10節需用費34万9, 000円は、事務用消耗品や人権カレンダー印刷代で、令和2年度には須崎市人権史印刷代などを計上してありましたので、138万1, 000円の減額となっております。11節役務費38万7, 000円は、郵便料やチラシなどの折り込み料などを計上しております。

次ページ、121ページ、細目6人権啓発活動費69万6, 000円は、10節

需用費38万8,000円として、「じんけんの花」の苗代等購入費、11節役務費2万8,000円は講演会の際の文化会館技術者手数料、12節委託料28万円は、人権週間の講演会の講師派遣委託料でございます。

次ページ、122ページ、細目7男女がともに参画する社会づくり事業費18万5,000円は、7節報償費で男女共同参画行動計画策定委員報償費として18万円を、需用費では消耗品として5,000円を計上しております。

次に、161ページをお開きください。細目2児童センター運営費40万円でございます。1節報酬3万円は児童館運営審議会委員分、7節報償費16万4,000円は硬筆教室などの講師謝金、10節需用費11万2,000円は文房具や材料費など、11節役務費3万円は児童安全協会保険料など、17節備品購入費2万4,000円は図書購入費、18節負担金補助及び交付金4万円は高吾児童館連絡協議会負担金などでございます。以上でございます。

○土居委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝それでは、プロジェクト推進室所管分につきまして御説明を申し上げます。少し後半にお時間をいただきたいと思いますので、前半は新規事業、特徴的な事業につきまして、中心に説明をさせていただきます。

説明書12ページから、12ページをお開きください。企画管理費でございますが、これ一般管理費でございまして、520万6,000円。これ、前年度に対して51万5,000円の増となっております。この部分に関して、これはいわゆる市長の行動に関する様々な経費等でございます。今回は役務費のところ、PCR検査料、これを4回分、1回2万2,000円の4回分を計上させていただいております。その次の使用料及び賃借料、iJAMP情報利用料、これは時事通信社が運営する国内の自治体ニーズが閲覧のできる情報サイトでございます。その情報サイトの利用料で304万6,000円となっております。

続きまして、33ページです。プロジェクト推進事業費でございますが、これにつきましては、大幅減になってございます。今回、この特徴的な事業として、委託料で産学官連携健康経営推進事業委託料として32万2,000円を計上させていただいております。これに関しましては、現在、企業における健康経営というところに注目が集まってまいりまして、関心が高まっておるところですが、今回、市内の事業所を対象にして、この健康経営に関する研修場所を設定をするなど、高知大学医学部等に委託をして、市と連携をして、企業の健康経営、ひいては従業員の健康づくりに寄与するような、そういう事業を新たに始めようというものでございます。

続きまして、37ページ、地域おこし協力隊費でございますが、この事業はプロジェクト推進室で所管する事業の協力隊2名雇用するというようにしてございまして、令和3年4月1日から新たな地域おこし協力隊員を2名任命するための費用でござ

います。報酬に関しましては、月額18万8,700円と若干月額報酬が改善をされておりまして、その分が少し増額になっておるところでございます。総額671万8,000円となっております。

次、38ページになりますが、ここも地域おこし協力隊活動費を計上させていただいてるものでございまして、この中で旅費が70万8,000円となっておりますが、これは今現在、チェコとホストタウン登録を行っておりまして、地域おこし協力隊をチェコに派遣する準備として60万円を計上をさせていただいております。あと、目新しいものとしては、負担金のところで、二級小型船舶操縦士免許取得費用、これ2人分を計上させてもらいまして、これに関しては、いわゆる合宿の受入れの際に安全対応とかいうものが必要になってきますので、そういった任務も担ってもらうようにしておりますので、この船舶の免許を取っていただいて、安全管理にも当たっていただくというものになってございます。

次、41ページでございます。41ページ、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業費、これが699万1,000円でございますが、これに関しましては、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の受入れでございますとか、それから、国内の高校、大学、団体のカヌー合宿の誘致及び受入れに関する費用が主なものとなっております。報償費に関しましては、これ海外選手の受入れ時の通訳でございますとか、それから、ホストタウン交流事業としての講演会等の講師謝金等を計上させていただいております。それから、旅費に関しましては、東京オリンピックが7月に開催をされる予定で動いておりますので、この視察員の旅費に関するもの16万1,000円。それから、ホストタウン事業に係る県外旅費として1名分、チェコ訪問の予算も計上させていただいております。それから、その後のチェコクラブカヌーチーム招致旅費、これを112万円ほど計上させていただいております。これはチェコのジュニアチームを招聘して、県内の高校生との交流を図ったり、市民との交流を図るというものでございます。それから、次、アスリートトラックに係るアテンド旅費というものを計上していますが、これに関しては今、事前合宿の受入れに対してオリンピック組織委員会から事前合宿地での選手の行動に関するガイドラインみたいなものが示されてまいりまして、それによりまして、いわゆる日本に着いたときに、その選手を迎えに行って、それから東京オリンピックが始まる直前に、オリンピック参加するときに、その選手に着いていくと、いかなければならないというようなものが盛り込まれておりますので、その職員の旅費として計上をいたしておるものでございます。それから、委託料としては、海外合宿受け入れてからの海上監視艇の委託料でございますとか、それから引き続いて、高校、大学、それから団体等のモニター合宿の委託料として100万円を計上しております。これは、合宿の費用の半分、上限25万円を予定しておるという費用になりまして、後にアンケートを書いていただいて、この合宿地での施設でござい

すとか、それから宿泊のこと、食事のこと、そうしたものをアンケートをいただいて、それぞれ今までも改善を図ってきたという成果を上げておりますので、引き続いて実施したいという形でございます。

それから、その下の備品購入費として、ミニカヤック艇、2艇購入をさせていただこうというものでございますが、これは何かと申しますと、現在地域カヌークラブが立ち上がって、小中高生と一緒に練習しておって、いわゆる小も上達をしてきたというふうなことでございまして、この中でカヌーを始めるには、まずレジャー艇から始まって、競技艇ということなんですが、その真ん中にあるのがミニカヤックで、レジャー艇とは少しスマートですけど、競技艇みたいにあまりスマートじゃなくて、バランスがちょっと優れているという船があります。海外ではこの船を活用して子供の育成を図っているということでございまして、今現在、高知県のカヌー協会から借り受けてトレーニング積んでおりますもんですから、それを2艇購入していただこうというものでございます。これに関しては、いわゆる高校生の新入クラブ員もこれを活用して技術を磨いていけるということでもありますので、2艇購入させていただこうというものでございます。それから、トレーニング機器購入費として経費を計上させていただいたのが、これに関しては先ほど、これは40万円ほど計上させていただいております。それは、先ほどのモニター合宿によっていろんな意見をいただいたもので、いわゆるダンベルももう少し重いものが欲しいというような声があったもんですから、そういった声に応じて、ダンベル等を整備をするその費用です。

次、42ページをお願いします。野外体験施設整備事業費で、4億3,442万3,000円計上してございまして、内訳は、委託料が4,000万円、それから工事請負費が3億9,440万3,000円となっております。これに関して、少し説明を改めてさせていただきたいと思っております。

今回の施設整備、この後の運営に当たりまして、須崎市の基本的な考え方ですが、まず、このロゴス社の世界観を表現した全国で類を見ないキャンプ地として整備をしまして、また、ロゴス社の持つキャンプ場等の運営等のノウハウを駆使して運営に参画いただくことで、アウトドアブランドとして確固たる地位を築いている同社の大きな情報発信力を持った須崎市あるいは高知県のみならず全国各地からの誘客によりまして、これまで取り組んでまいりました須崎市海洋スポーツ構想における利用層以外のファミリー層を中心とした観光客の受入れを伸ばしていきたい。そうすることによって、交流人口の増加による地域経済の活性化を目指していきましようということを基本方針に進めてございます。こうした考え方の下に、基本構成及び基本設計の作業を進めてございまして、現時点でのものとして提案をいただいている内容につきましては、先日の議員協議会でお配りした資料でございます。改めて内容を御説明をさせていただきます。

まず、カヌー場周辺のJ A所有地の区域約4, 800平方メートルにキャンプサイトとして整備を図ると。そのうち23区画を整備して、4区画をコンテナサイト、残り19区画をテントサイトとして整備をするということで御提案をいただいております。

コンテナサイトの収容人数は、1棟に4名から6名を予定しておって、外装、内装ともにロゴス特別仕様となっており、独特の世界観を体験できる、ほかに類を見ない仕様となっているもので、さらに、バス、トイレ、シャワーも備えて快適性の高いものとなるという提案を受けております。また、収容人員は1棟につき4名から6名とするなど、ファミリー層はもちろん、先ほどのカヌー合宿、冬場のカヌー合宿の方々の利用に関しても可能性が広がっているというものとなっている。それから前面にはウッドデッキを配置して、利用者のアウトドアに係る利便性も高めておるといっているものとなっています。

テントサイトにつきましては、芝生張りで、コンセント及びお湯が使用できる。こうしたお湯が使用できるというのがロゴスによりますと非常にほかにはないところでの特徴であるということでございまして、流し台も完備をして、こちらも快適性を向上させた仕様となっております。いずれも駐車場1台のスペースを確保してございまして、1面、1区画の面積が100平方メートル、ゆとりがございまして、近年人気の大型テントにも対応したものとなっております。

それから、共用部分としましてはトイレ、シャワー棟の整備の予定をしております。

そして、キャンプ場の入り口でございしますが、カヌー場の一部及びJ A土佐くろしおの所有地を活用させていただいて、宿泊者体験プログラム等の受付をはじめ、キャンプ生活のアドバイス等を行う管理棟及び同社製品、キャンプ用品や地域特産品を販売するロゴスショップを設置をいたしまして、利用者の満足度及び利便性を向上させる御提案となっております。現在このロゴスショップの運営をどうするかというのが調整の段階となっております。同社の大きな売り物でございしますバーベキューサイトも展開をするということになってございます。

次に、御説明申し上げました遊具についての考え方でございますが、ロゴス社が運営をしますロゴスランドで人気の高いふわふわドームや、土佐市新居にあるような複合遊具施設を併せて整備のほうで調整を図っているところでございます。この遊具の整備に関しては、キャンプサイトの利用者だけではなくて、ファミリー層で楽しめる須崎市における新しい遊び場として、ぜひ子育て世代をはじめとした市民ニーズに応えていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、これら整備に係る経費でございしますが、先ほど御説明いたしました本年度予算では4, 000万円と、工事請負費としては3億9, 000万円を計上をさせていただいたところでございますが、現在基本設計の段階でそれぞれ概算費用という

形で算出をいただく作業をまだ鋭意行っているところでございます。基本構想、基本設計、実施設計に関する経費につきましては、3,400万円、施工に要する経費の土木工事に要するものが、工事ですが、これは4,500万円、それから機械、電気設備、建築等に係る経費でキャンプ場の整備に関しては、先ほどの4億5,000万円を基本に考えていって、現在調整を図っているところでございます。今後基本設計が固まった時点や実施設計段階におきまして、議会には説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、年間利用施設、これも現在、もちろん調整中でございますが、県内の同様の施設の利用実績や全国のキャンプ場の利用者を調査を今現在しておりまして、それを参考にしつつ、本施設での利用予定数をロゴス社と調整中でございます。これに関しては、固まり次第、計上していただきたいというふうに考えているところでございます。年間収支計画の中で、利用料につきましては、コンテナサイトで1人大人6,000円程度、テントによるキャンプサイトは、1組6人までが6,000円程度というご提案をもらっています。

次に、オープン後の運営管理についての考え方でございますが、指定管理方式を採用したいということで調整中でございます。指定管理料についての考え方につきましては、いわゆる年間利用者の推計値や利用料金年間収支の見通しなど精査をしまして、基本構想に盛り込むこととしていますが、これらの数字をベースにして、改めてロゴス社と調整を図って、議会にもお諮りをしなければならないというふうに考えています。

なお、他市町村の指定管理料の考え方は、年間収支の差額を指定管理料で支払う方式が主流となっております。須崎市といたしましても、基本的にはこのような考え方で臨みたいと思います。

他市の状況でございますが、指定管理料として、年間1,500万円から2,200万円、幅がございますが、これ、施設の規模とかいうもので違うというふうに考えております。

それから、この指定管理料に関しましては、ロゴス社から人材を派遣していただくということ、先ほど言いましたが、これに関して、企業版の地域おこし協力隊の活用、これに関しては国から地域おこし協力隊の経費が補充されるという制度があるようでございますので、そういった制度を活用して指定管理料の軽減について図っていききたいというのが基本的な考え方でございます。

最後に、今現在鋭意協議中でございますが、意見交換に関しては、コロナ禍でありますので、リモート会議を中心に進めている状況になってございます。これに関しては、県と一緒に進めておりまして、県の考え方も含めて、市の考え方でロゴス社と交渉を行っているものでございます。今後基本設計の内容が固まってきた段階において、3月中にこれが仕上がってまいりますので、その段階において、さらに

説明をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いしたいと思います。

説明が長くなりまして、申し訳ございません。以上でございます。ありがとうございました。

○土居委員長＝説明が終わりました。ここで10分間、休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時41分 再開

○土居委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

大崎さん。

○大崎（宏）委員＝元気創造課長、お尋ねします。23ページ、まち全域がサービスエリアの構想推進事業費の件ですけど、この事業、10年以上経過してきて、何年か前にも1回申請した団体が2回目も受け付けられておったけど、何年か前に年数置いたら構わんということになってきましたけど、金額的なもんとかも、そろそろ10年たってきた以上、アップデートする必要があるんじゃないかと思いますけど、それについての担当課での所感をお願いします。所見をお願いします。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝今、御質問いただきましたとおり、昨年でしたか、これまでは以前に1度でも御利用いただいた事業に関しては、2回目は交付しないということにいたしておりましたけれども、2年連続でなければ、つまり1年間が空けば、2回目、3回目の御利用もいただくことに変更いたしております。

御参考までになりますが、今年度、令和2年度におきましては、コロナの影響もございまして、市内の飲食店を支援するためのもぐもぐすさきの事業でありますとか、あるいはすさき七夕かざり、この事業には交付をさせていただいております。これ以外にも桑田山の雪割り桜の夜桜キャンドルナイト、あるいは日曜市、年末の年の市でのイベント、こういったところからも申請はいただいておりますが、結果的にイベントそのものがコロナで見送りというようなことになったりして、今年度は最初に申しあげました2件に対する補助ということで終わっております。

予算が200万円ですので、単純に言えば10件のイベント等が補助をできるだけさせていただいてるわけですが、予算が今年なんか特に残る状況もございました。1件当たりの補助額についても検討はいたしてまいりたいと、こんなふうには思っております。以上です。

○大崎（宏）委員＝ありがとうございました。

○土居委員長＝ほかに質問のある方。

松田さん。

○松田委員＝幾つかあるのですが、一つずつちょっとお聞きしたいと思います。地域おこし協力隊の所管をされた元気創造課と、それからプロジェクト推進室等々の地域おこし協力隊の活動費、あるいは予算的なこともあるがですけど、3年後の須崎市、残れるための支援策としての活動費をどのように考えているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいです。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝現時点でいえば、元気創造課、3人の隊員の方が活動していただいております。その1人の隊員は今月末をもって、3年間の任期が終了する予定となっております。関東から須崎へ来ていただいて3年間活動をしてくれたわけですが、須崎の自然、特に海釣り、川釣り等、釣りの分野で須崎を非常に気に入っていただいております。来月からは自らもう既にアパートを、住むところも借りられて、引き続き須崎でそういう分野での情報発信に関わる仕事をしていきたいというような定着効果といいますか、そういったものも元気創造課の隊員においても見えております。あと2人は、立ち上がったばかりのジビエのほうで活動していただいておりますので、任期満了に向けて、須崎で、そしてジビエで、ここの定着していただけるような活動を、あと残された任期続けていただければというふうに思っております。以上です。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝課長、その活動費として、3年後に、例えば今エスさんのことを説明いただいたんですけど、地域おこし協力隊員が、あくまで3年後から先に定住してくれるための総務省から400万、交付金として来ゆうお金をどういうふうに、市として地域隊員の活動費をやっていくのかっていうことをお聞きしたいんですけど。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝今言われたエス隊員に関して申し上げれば、須崎の大きな観光資源と考えておりますが、海のレジャー、こういう部分で御本人も非常に高い興味関心を持って、須崎で観光に来ていただきましたので、海に関わるいろんなイベントを、企画を含めて関わっていただくための活動費として、活動費を使っていただきながら、この隊員としての任用期間を過ごしていただいたというふうには考えております。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝来年度は起業担当ということで、地域おこし協力隊の目的を持った隊員を受け入れるに当たって、この活動費をどういうふうに予算組みをされちゃうのかをお聞きしたいんですけど。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝来年度任期満了で1名退く代わりのもう1名については、資料

に記載のとおり、起業担当に熱意のあるような方を期待をしておるところでございますが、具体的にどういうふうにお金を使ってもらってっていう細部のところまでについては、正直申し上げまして、今現在その辺決めかねておるのが実情でございます。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝いや、ぜひ起業型で呼んでいただける地域おこし協力隊が、ここに定住していただくために、例えば起業コンサルとして移住してくるのか、あるいは本人が起業したくって来るのかという論点も全然違う部分もあるけれども、今の予算で、須崎市が今まで使ってきたこの活動費に関して、どちらかという役所側が必要と認めるような経費だけではなくて、本人から企画が上がってきたものに対して認めるケースが少ないので、ぜひ例えば今回の起業の方が林業でやりたいって言ったら、当然少々のチェーンソーから始まって、備品も必要でしょうし、そういったことを支援をするための予算っていうのをしっかり取ってあげて定住をしていただくための3年間の地域おこしの活動につなげてもらいたいのが我々の考え方であって、単なる役所がやろうとしよう、エス君のように目的を見つけられてやっていただける方がおたらええんですけど、そのときの支援活動費があまりにも薄いということをお伝えして、課長には、そういったところを手厚く活動費を、本来総務省から来ようお金なので、しっかりとそこは循環させてあげたいというのが、お聞きさせてもらいたかったところでございますので、ぜひお願いします。

○土居委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝プロジェクト推進室所管において、これまで2名の地域おこし協力隊員が所属しておりまして、1名は、前回この委員会で説明させていただいた、本人の都合で退職されまして、1名が3年間の任期を終えるということになりました。この1名については、カヌー競技の振興とかいうことを目的に仕事をしてきた中で、明德義塾高校のカヌー部の臨時講師を努めておったということで、カヌーにおいては、引き続いてそういう形で正式に仕事が決まったとかいうこと、詳しいこと聞いてないですが、かなり4月以降も定住を図っていくと。なお、お母さんも心配して移住してきちゃうということもありますんで、引き続いて須崎市へ残って、カヌーに関する仕事を続けていくということになってるようでございます。

もう一つ、新しい2名に関しましては、少し僕もビジョンを持ってまして、これがなかなか厳しい話でございますが、例えば私どものカヌーの大会、子供の大会やったときに、滋賀県のスポーツクラブからもカヌーの子供たちが来るんですが、そこどういった状況かと聞くと、少し会費が高いんですけど、スポーツクラブの中でちゃんと指導者を配置して、いわゆるスポーツビジネスみたいなものが成り立ちちゃうというようなことがあるんで、例えばそういうことを高知県でできないとか、そういう一つの目的意識を持っていろんな活動に取り組んでくださいというような

ことを、新しい地域おこし協力隊員にも言ってきましたし、そういうことを念頭に私どもと連携をして、おるうちから支援をできるように、そういう体制を組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝女性の協力隊員が、明德の高校の関係者になるということをもう少ししっかりと把握されて、大きく結果をやっぱり伝えてもらわんと、成果として受け入れられないので、そこはしっかりと状況確認をお願いしたいと思いますし、そのスポーツビジネスへの活動費をどういうふうに3年後の生計を立てられるぐらいの、あるいは年収400、500万って確保できるようなビジネスにどうなるのかをもう少ししっかりとビジネスプランを行政のほうで持ってあげるべきじゃないでしょうか。

○土居委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝さっきの女性隊員の情報に関しては、不十分な情報をお伝えしたということで申し訳なく思っています。まずこれ情報を把握して、また機会に、成果としてご披露させていただきたいと。

それからそのいわゆるスポーツビジネスという話ですが、これやっぱり今の人口規模とか、この地域の実情みたいなものもありますんで、そういったところを研究をしながら、向こうはこういう形でやりゆうと、で、こういうのもどうですか、そういったことも、行政の職員としても研究する必要があると思いますし、お互いにキャッチボールしながら、その3年後に定着を何とかしてもらおう方向で我々も全力で取り組んでいきます。よろしくお願いします。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝地域おこし協力隊含めて、今回ロゴス誘致が決まったことも含めて、そういった地域おこし協力隊員と、地域おこし企業人との関係性もしっかりと連携されるほうが有益にこちらに残っていただける移住につながる人材育成になるんじゃないかなと思うので、ぜひそこは検討を一緒にしていただけたらと思うので。

別件です。地域おこし企業人の具体的な取組について、ちょっと構わない範囲で、2号議案にも出てきたんですけど、そこはどういうふうなプランを練られちゃうのか教えてください。

○土居委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝すみません、説明の趣旨とはちょっと違うかも分かりません。先ほどロゴスの説明の中で、企業版地域おこし協力隊の活用という話をさせていただいて、これは一般の地域おこし協力隊とは違って、いわゆる企業が、その地域おこしの人材を派遣していただく、その経費を国が見ていただきます、そういう制度がありますという説明をさせていただいて、その制度を活用したら、いわゆるロゴスから派遣していただける人件費の部分が助かるというような説明をさせ

ていただきました。ちょっと御質問の地域おこし企業人、地域おこし協力隊、ちょっと制度が違います。ちょっとすみません、私その部分はちょっと勉強不足でそれは申し訳ございません。御答弁できません。

○土居委員長＝よろしいですか。

○松田委員＝はい。

○土居委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝企画政策課長にお伺いいたします。21ページの地域公共交通計画策定委託料が出ていますけども、新しい計画、新しく、初めて計上されたということですから、委託先と具体的にどういうふうに計画つくられていくのかということをお聞きいたします。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝まだこれから、まだ全然中身スタートしておりませんが、一応形としては何らかの会議を、委員を委嘱して会議を開催して検討していくという形になっております。大崎宏明さんの御質問にお答えしましたが、様々な住民ニーズもその中で把握しながら、必要であれば調査等も行いながら行っていきたいということで、年度末までに計画を策定する予定で考えております。

○土居委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝長寿介護課が行ったアンケートでは、病院に行くのに交通手段を便利にしてほしいとかいう意見があったと思いますので、そういうニーズがたくさん、そういうニーズがともあると思いますので、そういうこともぜひ考えられて市民が便利な、使えるような計画、ぜひ活発に議論してもらってつくっていただきたいと思います。以上です。

○土居委員長＝ほかに。

豊島さん。

○豊島委員＝18ページの本庁舎太陽光発電施設にFIT工事するという、こういう場合に、太陽光発電は元に戻るのかなと思うのです。ちょっと工事の概要を説明してください。

○土居委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝これはですね、本庁2階の総務課の外にある屋根といいますか、テラス部分にある太陽光発電なんですけど、これはもう全然実は機能してませんでしたので、これについて撤去を改めてさせていただくということになってます。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝機能していなかった理由は何でしたかね。

○土居委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝そもそも機器の故障で、老朽化部分の故障で、それを直すのに七、八百万円要するということでしたので、そのまま不使用にしておりました。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝14ページのこの個人番号カード交付に要する経費ということですが、これは企画政策課になっていますが、結局、地方公共団体情報システム機構への負担金ということで、全額、国が負担をするということのようですが、このことによるメリット、デメリットっていうのを、いろんな情報が行くわけですが、そのこのメリット、デメリット、心配がないかということですね、要するに。そこをお聞きしたいですね。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝この個人番号カード交付に関する経費でございますが、オールジャパンでシステムを運営管理しておりますので、そのシステムの維持管理に関する費用ということでございます。メリット、デメリットというのは、やっぱりそれぞれの公共自治体がシステムを構築しますと費用も多額になりますし、またセキュリティ一面においても、それぞれの自治体においてセキュリティのレベルが違いますので、その面においても統一したシステムを使うことによってセキュリティを維持されるというふうに考えております。以上でございます。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝別のところでも、こういった個人番号に関すること、あるいは地方公共団体情報システム機構、J-LISというんですね。ここに関して、国としては本当にここで情報を一元化するというふうな動きが強まっておって、そういうふうなことじゃない、言えば競争相手がいない1社みたいな、本当になってくるわけで、システムをこの、なんかの時に変えたりするふうなときには、いつもいつも大金を向こうの、ほかに選択肢がなくなるということで大金が行くのではないかということをよく言われますけども、そういった心配というのはどんなふうにお考えでしょうか。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝J-LISというのは、システムを運営している団体でございまして、メーカーの調達に際しては、その都度、競争入札等適正な形でメーカーを決められてると思いますので、どっかのメーカー1社に独占されてるということではないというふうに考えております。以上です。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝40ページですが、40ページです。これは私立学校施設整備支援事業費です。明德の留学生のことに対して、寄宿舍を整備したものに対して、須崎市側が年間2,000万円を支払っているこの予算ですけど、令和4年度からの補助額は寄宿舍に居住する生徒数により算出するということですが、これは寄宿舍に居住する生徒数というよりは留学生の数というふうなことで、今まで言われておったと思いますが、現状はどんなになっていますか。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝完成年度でございます5月1日時点の生徒数が、令和元年度でしたら578名で、実績は令和2年度の5月1日現在が612名というふうになっております。以上です。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝もう一回確認ですが、令和4年度からの補助額は寄宿舍に居住をする生徒数じゃなくって、その中での留学生の数ということでよろしいでしょうかね。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝寄宿舍と言われるここに居住する生徒の数というふうに私は考えておりますけど。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝以前、この総額3億円を支出するというときに議論になったことはですよ、海外からの留学生っていうのは、結構日本に関心がありますよと、だから来てくださるでしょうと、しかし、全体の日本の国でいった児童生徒数というものは削減傾向にあるので、そこで言うと、新たに寄宿舍を造ってですよ、それに対して須崎市が税金を出すというようにいろいろ意義があるのではないかと、ほかにも私立の学校もあるけど、でも、そうじゃなくって、留学生が何人、あるいは留学生ならば、あるいはじゃない、留学生ならば人口が増えますねということで言われて、それを基準に考えるっていうふうに私思っていた。もしかして、私の勘違いであれば、市外ですね、少なくとも。須崎市に住所を移す、そのことによって人口が増えるというようなことだったかなと。でも私、本当あるとき留学生だと思っていましたけど。（発言する者あり）留学生じゃなかった。

〔「全部の生徒」と呼ぶ者あり〕

○豊島委員＝市外の生徒数も含めて、市内に居住する。人口が増えるということで、確かやってたと思うんですけど。それはもう一回、ごめんなさい、私の勘違いかも分かりませんが、どんなになっていますか。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝基本的に明德さんは、昔は全部寮で、最近は通学もできるようになってますので、市内の方が寮に住むというよりかは、やっぱり市外の方、国内であれば市外の方、それから、最近は明德、特に留学生の誘致に力を入れてますので、大半が留学生という形で、寮に住むことによって須崎市の人口が増えるということで、寮に居住する生徒数ということにしてという考え方でいってると。以上です。

○豊島委員＝そしたら、もう一回、確認ですけど。留学生の数はさっき言われた数ですか。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝これは、寮に居住する生徒の数です。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝留学生の数はどんなになっていますか。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝すみません。手元に資料がございませんので、このうちの何名が留学生かというのはちょっと現在把握しておりませんが、名簿の一覧も頂いておりますので、この中で見るには、かなりの数が留学生ということになっております。以上です。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝ロゴス社の話ですが、これは、プロジェクト推進室長、いろいろと一生懸命な説明もしていただきましたが、時間はたっても内容が深まってないと、内容が議論が深まって、議員に対する説明内容が増えたと、充実したということにはなっていないというふうに思うのです。時間は本当に大分経過してます。そのこと自体がおかしいように思います。予算が提案をされているけれども、収支がどうなのか、これから詰めます。それによって利用状況がどんなになるか、もちろんそういうようなことによって収支が積算できるし、指定管理料がおおよそ推測できるということになってくると思うんですけれども、そういうものも今現在分かっていない、年間の利用者数、現在算出中だとかね、そういったこと自体が、予算を通してくださいというような、このときにその説明っていうのは、それは成り立たんというふうに思いますけど。どうですか。

○土居委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝表を、数字的なものがお示しができないというふうな、そのことに関しましてはおわびを申し上げたいと思います。今現在ロゴス社と県との間で調整を鋭意進めておるところでございまして、基本的な整備内容に関しましては、先日お示しをしたキャンプサイトと、それからこっちの管理棟と、基本的な考え方で進んでおりまして、その整備内容に関して、そしたら総事業費幾らということとか、それから、あとこの整備内容に関して、そしたら先ほどおっしゃられた数字が幾らという形で算出が確定をしてこんといかんところでございますが、ちょっと昨日もいわゆるお話もさせていただきましたけれども、今日の時点で確定の数字をお示しをすることができない状況でございます。

総事業費に関しましては、私どもはロゴス社とは総額4億5,000万円という数字で目安に調整をさせていただいているということ。それからあと利用人員に関しましても、ほかの施設との、うちはちょっと他の施設と比較したらですね、小規模になるわけで、その辺でも利用者数の考え方とか、それから、そこではじいたときの年間の収支がどうなっていくとか、ある程度この数字が積んできたものがありますけれども、申し訳ありません、それを今日お示しをできるまだ段階じゃござい

ませんので、今後鋭意詰めさせていただいて、3月中には再度議会の皆さんにも御説明をいたしまして、その中のものを明らかにさせていただきたいというのが、今の現在の私の考え方でございまして、そういうことでお願いをいたしたいというふうに思っております。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝この予算を除いての提案ならば納得いくんですね。議会への提案の仕方としてですね。何も分かっていないのに予算だけ出てくる、こういったこと自体がおかしいと思いますし、随分前からそういったことは言われていたと思います。その収支がどうなりますかみたいなことで、例えば利用料を安くすればたくさんの方が来るでしょう。そうやってたくさんの方が来ましたというふうなことになるかもしれないけれども、場合によったら指定管理料っていうのは、その年間収支の差額を支払うというのが一般的な金額やということを、よそもそんなふうにされてるということを説明されましたんで、いろんなところも、数字もお聞きをしているところですけども、例えば本山なんかは上限を定めていると、上限を定めていないと、結局いつも上限になっているということですよ。結果的にそういうことなんです。たくさん人来ていただこうと思ったら、利用料を下げているわけですよ。結構須崎市の利用料っていうのは、今考えておられるのではコンテナサイトっていうことは、金額は私は安価だなというふうに思います。利用しやすいということですね。だから、利用者増えるかも分からないけれども、でも結果的に後々の、人数がうんと多かったらね、それはそれで採算が、また指定管理料っていうものが小さくなってくるかも分からないけれども、後々のことについては市民が負担するということになりかねませんので、利用するのは市外の方が多いいかもしれない。多分多いと思います。あんまり須崎市民がそこへ行くかなって、ちょっと分かりません。ファミリー用のキャンプサイトもそんなふうに使われていますね。ソロキャンプならもっと行く人が行きやすいかもしれないけれども、1人で行くには6,000円の利用料はちょっと高いと、第一そこに貸すのかどうかもまだ分からないとかね、そんなことをいろいろ考えていたら、後々の負担もやっぱり市民にかかってくるわけですから、そこら辺はちゃんとしたものに説明をしてもらうような、数字上もならないと大変困ります。申し上げておきます。

それと、遊具との関係ですけども、遊具のその総額っていうのは、どれぐらいを考えておいででしょうか。

○土居委員長＝プロジェクト推進室長。

○豊島委員＝金額ですね。

○奥田プロジェクト推進室長＝遊具につきましても、総事業費、それから財源をどこに求めるとかいう部分は確定しておりませんが、今、土佐市の森田議員がよく例に出す土佐市の川のそばの、あそこの遊園地の例が出されたということで

あそこをお聞きをしましたら、大体敷地面積は2,000平米ぐらい、それから、総事業費は、あこは主に土木工事が別でやったということで、遊具だけで約1億円の経費がかかっている。そういうことの調査を今現在しておいて、それから、遊具メーカーにも問合せをして、須崎市の海沿いで遊ぶイメージに合致する、そしてファミリーが楽しめる、そういった遊具をどういうものにするかというものも、今現在検討している状況でございますが、土佐市ぐらいの、ああいう広さぐらいの整備をしたいなというふうには考えております。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝別の問題です。26ページの事業概要の説明欄の下に8に、ふるさとワーキングホリデー事業補助金ってありますけど、具体的に今年度はどんな形でこの事業が行われていましたかね。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝これは、新たに加わったんじゃないかなと、私思ってるんですが。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝新たに加わったとしたら、どういう事業のことになりますかね。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝これ一般質問の中でも、ワーケーションに関して、海地議員さんからも御質問をいただいたんですが、仕事と余暇を絡めながら地方で時間を過ごしていただくようなイメージで捉えております。以上です。

○豊島委員＝はい。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝元気創造課長に、構いませんか。39ページの移住者向けのデザイナーズ住宅モデルの事業費なんですけれど、これ空き家の物件の改修ということで、今年1件を予定されていると。具体的な範囲を教えてください。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝今回これ予定しておる物件は、およそこれでいこうというものを考えております。詳細申し上げられませんが、まちかどギャラリーの周辺の物件でございます。以上です。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝ちょっと疑問に思うところは、移住者、この今回が空き家を、まず賃貸契約しますと、契約した後に、その移住者を募集して、選定して、その方の要望を組んだ改装をするというスキームになってるじゃないですか。これちょっとおかしい考え方ではないかなと。何でかっていったら、やっぱり須崎市側がこんな住宅を提案しますと、こんな家に住みませんか、これを全国から募集して永住していきたいんだっていうのをすべきのが須崎であるべき姿じゃないですか。質問です。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝御指摘いただきましたが、このうちの事業立てといたしましては、適当な物件を確保した上で入居をしていただける方を絞り込んで、その方のこの部屋をこんなふうに使いたい、ああ使いたいというような御希望にできるだけ沿ったリフォームを行うというのが、この事業立てとなっております。それで、実際運用では、その事業立てのとおりに進まないケースも当然あると思いますので、松田議員言われたように、こちらで一定イメージをつくったものをお示しして、それにどういいますか、これいいねという感覚を持ていただけた方と具体的な移住の話を進めるというケースもこれは出てこようとは思いますが、以上です。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝だから、そこね、イメージをされっっちゃうんやったら、しっかりとこっちからビジョンを示してですね、こういう事業はやってほしいと思うわけです。先ほどワーケーションという言葉も出ましたが、それ海地委員も一般質問されましたけど、これから国の支援策の後押しがある事業に須崎がこういう形で、両輪で県とも力を後押しいただきながら事業にすること自体大賛成なんですけれども、もう少し須崎市側として、例えば安和、あるいは横浪半島、ロケーションのいいところに全国から来ませんか、ビジネスもできますよ、ただ、ネット環境をしつかりしている環境がないと、今の方々はワーケーションという意味では成立しないと思うんですが、そういうことをちゃんとプラン立てした中で提案をしていただく、あるいはそれならばこういった国、県の後押しがある制度を利用して、例えば来年度10件、物件があったら、実際に取り組めるかっていったら取り組みやすいじゃないですか、目的として。何でたったこれが1件なのかっていう点と、まず例えば今後こういったスキームで要望があれば、補正でも組んでやることができるのかどうか、国、県の指針であったり枠組みがあると思うんです。ちょっとお聞かせいただけます。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝常々ですね、この移住者向けの御紹介できる物件、空き物件が少ないということは御指摘を受けておまして、暮らすさきさんなんかも含めて物件の確保には努めておる状況であります。それで、今回予算計上をしておりますのは、この1件分でございますが、補正等々も考えるのかということに関しては、県予算の確保ということもありますけれども、どういいますか、否定をするわけではなく、対応できる物件があれば1件というこだわりは全くございませんし、逆に1件でも多く取り組めればというふうには思っております。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝副市長に、すみません。ちょっとお聞きしたいところです。こういった空き家を移住者向けにリフォームして応援するのは、もちろん須崎市としていい取

組なんです、現在須崎に住んでる人ですら住宅に困っている状況の中で、土佐市へ住宅を建てられるのが今現実の問題として起こっている中で、政策全体で国、県の支援があるきってという部分で移住者向けにはこういった対策は取れるけれど、今、現須崎市民にとって、やはりこれに関して、ちょっと御意見をいただきたい。支援策をもう少し充実させてほしいので、考え方を教えてください。

○土居委員長＝松岡副市長。

○松岡副市長＝今、移住の話をさっきされておりましたよね。今までの移住対策も、これまでのやり方でいいのか、改めて整理をしていくという方向にしています。3年度は、これまでと同じ移住政策の施策の転換、お願いしてずっと、委託先にはずっとそういう感じでやってはいただいておりますけれど、改めてどういう形がいいのか、ちょっと検証しながら探る。補正とかいうことになるかどうか分かりませんが、充実強化はしていきたいと思っています。

それから、住宅については、確かに須崎市の流出率が高いというのはありますんで、再度その住宅施策含めて、住宅だけというか、現状を改めて確認した上で進めていきたいと思っています。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝今、大崎委員も一般質問でされましたけど、やっぱり住宅地の確保ってすごく重要で、今浸水区域ばかりが空き地になっていく状況の中で、流動性が低くなっています。それは、須崎の総資産価値が下がりよるわけですよ。今回の予算の中でも土地の標準査定が600万、予算計上されちゃうけれども、本来あるべきやっぱり開発だったり、流動性を高めて、須崎市の総資産価値を上げていくことが最も重要な政策なのに、それが分からん、枝葉ばかり、国、県の支援策ありきでやっていけるけれども、本来住みゆく人たちが満足度を上げていく、政策をもう少ししっかり根の張ったところの政策をきっちり土台をつくらんと、枝葉ばかり実らせたら、根っこが枯れていくような状況の中では、もう少しビジョンとして、根の張った住宅政策っていうのをまち・ひとと戦略とかいうふうに掲げてほしいですよ。

○土居委員長＝副市長。

○松岡副市長＝まち・ひと・しごと総合戦略の中でも、人口のことがメインでありますので、その中で、個別にまち・ひと・しごと総合戦略の中でも具体的にその目標とか、そういったものを改めて掲げていきたいと思っておりますので、数値目標も含めて、ちょっとその在り方については今後検討させていただきたいです。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝私もまさに松田議員と同じことを質問しようとしたのですが、本当に移住者の方が決まってから、家をやり変える、そうそう1週間や2週間でリフォームもできない、この金額であればね。大がかりなリフォームになると思うのですが、その間、その方はどこに住まわれるんだろうとかね。それ現実の問題としてちょっ

と分かりづらいついていうことも感じたところですが、やっぱり市民が本当にちょっと直したいところでも、全部自力でやりなさいとも移住者にはそういう形でいろいろと対応しているというふうなことは、本当にそれでいいのかなというふうにも思います。ただ、財源的に優遇される財源のそういった事業があるということも分かりますけれども、そのことは市民の皆さんがそういう状況にあるということは申し上げておきたいというふうに思います。

それと、別です。253 ページなんですけど、加工場の話ですね。その県産業振興推進総合支援事業費補助金ですかね。これは、後々の経営、運営がどこがどんなふうな形でやられてるんでしょうか。元気創造課ですかね。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝はい。市内の水産加工会社が加工場の規模を拡張しようとしておる事業でございまして、運営自体は民間の水産加工事業者さんがそのまま運用なされます。以上です。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝施設整備費は、総額は幾ら言いました。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝4 千。

○豊島委員＝3 年契約が年額がどうやったかね。

○西森元気創造課長＝3, 960 万 5, 000 円です。

○土居委員長＝副市長。

○松岡副市長＝補足をします。これは県の補助金ですので、2 分の 1 の補助金になっておりますので、事業費自体はこの倍、3, 969 万 5, 000 円ですが、その倍になると考えていただいて結構です。

○土居委員長＝ほか、御質問。豊島さん。

○豊島委員＝56 ページのこの木造住宅の耐震化促進事業費というのは、予算額そのものは昨年度よりは削減されていますが、理由は何でしたか。

○土居委員長＝地震・防災課長。

○久万地震・防災課長＝56 ページ、木造耐震化促進事業費の減額ということでございますが、こちらのほうは実は現年の耐震事業のほうの推進につきまして、今回コロナ禍ということで非常に申請が少なかったと、例年から比べて。この後補正でも触れさせていただきますが、繰越しを予定しておりまして、その額と合わせまして、件数としては例年どおりの額を見込んだ予算を計上いたしております。以上です。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝続いて、地震・防災課の 58 ページですが、これは、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断、耐震改修工事の実施ということですが、ちょっとどこまでを、今回の予算でどうするのかということと、どこまでをやろうとしているのかを、も

う一回説明してください。

○土居委員長＝地震・防災課長。

○久万地震・防災課長＝58 ページ、建築物耐震対策緊急促進事業についてでございますが、こちらのほうにつきましては、県が指定します緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化促進、これ倒壊による道路の封鎖を防ぐという目的で指定されておりまして、本市では市道浜町、西町3号線、西町のフジさんから高陵病院、こちらのほうに至るまでの沿道の要件が該当しております。この中で、1件県のほうにもう申請があっておりまして、お名前はちょっと言いませんけれども、令和2年度、前年度の予算額のほうが耐震設計に関する補助金でございまして、令和3年度に計上をさせていただきます。以上です。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝一応この範囲がフジから高陵病院の間ということですが、その沿道の皆さん方の中で申請があったらというふうに。

○久万地震・防災課長＝そうです、そうです。

○豊島委員＝なろうかと思えますけれども、その見通しですよ。ここだけ耐震補強をするっていうことも重要と思えますけど、ほかの皆さん方の状況、希望の状況というのはどんなふうにつかまえていますか。

○土居委員長＝地震・防災課長。

○久万地震・防災課長＝今先ほど言いました緊急輸送道路沿道6区間の方々につきましては、事前周知も県からも行いまして、市町村からも要望はお伺いしておるというように聞いております。この支援を受けますと、耐震診断の義務づけだったりとか、そういったことがあっておるんですけれども、それについての強制力はないということで、旧耐震のお家があったりとか、建物があったりの中でも、実際耐震診断受けられた方もおられますし、そのほかにやっておられる方もおられるということとは事実でございます。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝122 ページに、人権交流センターですが、この須崎市男女共同参画行動計画の策定、改定をするという経費になっていますが、主には、金額でいうと報償費とすでになっていますが、ここの策定委員の皆様方のメンバーだとかですよ、あるいはこのどの部分を計画の見直しの話なんですけど、どういうところを、何ていうかね、方針として、須崎市の目指すところとして改定しようとしているのかをお聞きします。

○土居委員長＝人権交流センター所長。

○西田人権交流センター所長＝男女共同参画行動計画につきましては、県のほうも改定をされて、それに基づいて新たに策定しようということで、もちろん男女が共に

共同して生活できる社会づくりということでございます。委員のほうは、まだメンバーは決定はしてないんですが、6人程度で行おうと考えております。

○土居委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝やっぱり、私がこれは一般質問でも言いましたよね、本当に今なかなか、今までいろいろ行政が取り組んできたけれども、なかなか前進しにくい問題だと、この問題についてはというふうに思っていますけれども、ここの委員が皆さん方は女性が多いかなとは思いますが、その委員の皆さん方の男女の割合とかいうことに限らずに、やはり今の情勢の変化、そういうものも含めた、それらが反映されるような行動計画になるように、いろんな意味で事務局側は情報提供するとかも含めて、取り組んでいただきたいなと思うところです。ここに、所長さんはいないかも分からないような、西田所長さんもないかもしれないけれども、その辺の引継ぎについては、私はお願いしたいなと思うところなんですけど、どんなふうにお考えでしょう。

○土居委員長＝人権交流センター所長。

○西田人権交流センター所長＝議員さんおっしゃるように、きちんとした格好で男女が共に協働するように改定をしたいと考えております。この中、報償費の中では、計画策定するに当たって、講演会というか、講師を招いての講演の場も計画をしているところでございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝市民課長にお伺いします。65ページのマイナンバーカード交付事務費ですけれども、マイナンバーカード……。

〔「誰課長と言いました」「市民課長おらん」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員＝どうでしょう。失礼いたしました。

○土居委員長＝ほかに。

○西森元気創造課長＝ほかになければ、訂正をさせてください。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝先ほど、大崎宏明議員さんから、まち全域がサービスエリア構想推進事業に関して御質問いただいた中で、1件当たりの上限額20万円、私が10件で200万というような御説明をさせていただいたかと思っておりますけれども、予算が100万円ございまして、上限額20万の事業で活用する場合5件と、件数は5件ですので、訂正をよろしく願いいたします。

○土居委員長＝ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝すみません、先ほど大変失礼いたしました。企画政策課長にお伺いいた

します。14ページの個人番号カード交付に要する経費についてですが、マイナンバーカードは今マイナポイントがもらえるということで、市の窓口のほうでもしてますけども、マイナポイント5,000円分を国から、市から2,000円分で補助があってということですが、国からのほうの補助金が、システムですね、例えば2万円分使ったら、初めて5,000円ポイントで返ってくるってということで、すごく何ていうか、クレジットカードを持っている人とか、電子マネーの電子決済できるカードを持っている人とかでないと思えないっていうんで、物すごくそういうものを持たない人に対しては、非常に分かりにくい、使えないということがとてもありますけども、チラシのほうでは、何かすぐにでも5,000円がもらえるみたいな感じで、5,000円、それと市からの2,000円ということで、7,000円ももらえるみたいな雰囲気のが配られたと思うんですけども、実際それについては、ちょっとそれほどよかったものかなというふうにもちょっと考えておりますけども、このマイナンバーカードが作りたいというのは、国のほうの方針でデジタル庁を立ち上げて、いろんな行政システムの事務システムを一元化しようという動きの中で、このマイナンバーカードが作られていると思います。それに対して、今ですね、デジタル関連法案とかが審議されてますけども、いろんな間違いがあったりとか、本当に個人番号を管理していくということに対してのすごく不安があるんですけども、そのことについてお聞きいたします。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝マイナンバー制度というのは、国の施策でやられておりますので、市としてどうのこうのとかなかなか言いづらいところでございますが、やはり世界の情勢を見ますと、やっぱりそういう個人番号を管理されてるところは、今回のコロナ対策についても迅速な対応ができたというふうに思いますので、有効な制度ではあると思います。以上です。

○土居委員長＝ほかに。

○宮田委員＝いいですか。

○土居委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝個人番号を使うってということに対して、国からの特別給付金が支給されるときにもすごく個人番号を使ってやる、照合させてやってる自治体は物すごく事務に手間取って、結局暗証番号が分からなかったりして、本当に訳が分からなくなって、結局須崎はそういうのはあまり使わなかった、もう窓口でどんどんどん課のほうで頑張ってやっていった、すごく早かったと思うんですよ、マイナンバーに頼らなかったの。これから使い勝手がいいようにとかいうことでされますけども、マイナンバーカードの縛りが税金と社会保障と災害の3つは縛る、その情報は取ります。でもマイナンバーカードが発行するときの番号、発行番号というものに対しては全然縛りがなくて、それを銀行の預金とひもづけたりもできるっていう物

すごく心配があるんですけども、本当に果たして、このデジタル化、デジタル化って言われますけども、それで、マイナンバーカード発行、マイナンバーカードの番号自体には問題はないとしても、発行番号に対してすごく今問題が出てきてますので、これは国の施策だからといって、国からのお金が出るからといって、そのまま進めていってもいいものかどうかというすごく心配されますので、ぜひその辺をお考えいただきたいと思います。（発言する者あり）それで。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝マイナンバーカードのシステムそのものについては、先ほど御答弁しましたように、国のほうで一元的に管理されてまして、市のほうには、端末というか、そういうものしかございませんが、それについては十分なセキュリティーを保った形で、情報が漏れないような形で運用したいと考えております。以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ちょっと休憩取らせてください。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

○土居委員長＝会議を元に戻します。

ほかにございますか。

宮田さん。

○宮田委員＝先ほど申し上げましたように、このマイナンバーカードについては、本当に心配されるところですので、この予算に計上されていますけども、それを理由にいたしまして、この一般会計予算について反対とさせていただきます。

○豊島委員＝私は、その問題もありますし、やっぱりロゴスのキャンプ場整備に関しての予算出せるような状況でもないのに、数字的なものも議会への説明も十二分にできないような段階で出すということ自体についても異議があるものですが、だからこそですよ、どういうふうな今後の運営状況になるか分からない、そういった点も含めてですよ、この部分、もちろんマイナンバーカードもそうなんですけど、賛成できるものではありません。

○土居委員長＝ほかに。

それでは、御異議がありますので、挙手により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土居委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時の間休憩とします。

午前 11 時 48 分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

○土居委員長＝休憩前に引き続き会議を始めます。

市議案第 19 号 令和 3 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について

○土居委員長＝続きまして、市議案第 19 号令和 3 年度須崎市巡航船事業特別会計予算についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企画政策課長。

○北川企画政策課長＝市議案第 19 号令和 3 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案書 68 ページ、別冊令和 3 年度須崎市特別会計予算書 1 ページでございます。令和 3 年度須崎市巡航船事業特別会計の予算は、第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,784 万 2,000 円と定め、第 2 条では、一時借入金の最高額を 1,000 万円と定める。

それでは、6 ページ、事項別明細書の歳出から御説明いたします。1 款 1 項巡航船事業費 1 目運航費では、職員人件費 2 名分として 1,669 万 9,000 円、巡航船運航経費 383 万 2,000 円、内訳の主なものとしましては、報償費 8 万 4,000 円は緊急時等の巡航船の曳航などの費用となっております。そのほか需用費 307 万円は、主に燃料費や骨の修繕費、役務費 52 万 6,000 円は船舶の保険料、工事請負費 13 万 8,000 円などとなっております。2 目事務費では、事務職員 1 名分の人件費で 642 万円、その他運航に係る事務経費として 18 万 7,000 円となっております。2 款 1 項公債費では、償還元金及び利子で 20 万 4,000 円、3 款予備費として 50 万円を計上しております。

次に、歳入について御説明を申し上げます。4 ページをお願いします。1 款 1 項事業収入 1 目運航船運賃収入では、乗客運賃収入等で 80 万 1,000 円、2 款国庫支出金 2 項国庫補助金で 629 万 2,000 円、3 款県支出金 1 項県補助金では 1,052 万 7,000 円、4 款繰入金では、一般会計からの繰入金 1,021 万

6,000円、5款諸収入1項雑入6,000円となっております。以上よろしく
お願いいたします。

○土居委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田さん。

○松田委員＝本年度の当初予算の特別会計に、今年度の予算に異議を申すことではないんですが、私の認識の中では、3年ほど前に職員さんが退職される日に巡航船の運航をどうするのかっていうことを検討するということで認識をしておりました。ところが、永遠にあの手この手、観光に利用したりとか、模索をされる中で継続をしていきゆうんですけれども、地元の声からも、もう7名の子供たちだけが利用している中で、もうスクールバスも来ている中で、そろそろこの当初予算に上げてくること自体をしっかりと行革の中でもいろんな意見があるとは思いますが、職員さんのバランスも含めて、この予算の在り方についてちょっと担当課長の御意見を聞かせてください。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝巡航船を運航する職員の定年へ向けまして、廃止の議論もされておるところでございますが、先ほど松田議員おっしゃられた、最近観光に対する引き合いも増えておりまして、今年についてはコロナの影響でかなり厳しいものがございますが、問合せもありまして、だんだんマスコミへの取上げも増えておりますので、なかなか即廃止というところに現状踏み切れないというのが今の実情でございます。その中で、やはりかなり経費もかかりますことから、定期航路であるとか離島航路であることが人件費の補助金の要件でもありますので、観光船だけに絞ってしまいますと、全て一般財源という形になってしまいますので、もういましばらく検討させていただきたいというふうに考えています。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝いや、離島航路ありきで、国、県の補助金があるからということで、今までずっと延命をしてきた。現実にはやけど、子供たちの通学路の確保というのが大前提の目的であって、何のために運航しゆうかいったら観光のためにやっているわけではなくって、子供たちの通学路の確保ということで、巡航船に関しては認識をしています。スクールバスがこれだけ、下中山、池ノ浦、福良もリカバリーできる段階で、両方いけるように公費を使うことに関して、巡航船はしっかりともう3年後にはもう廃止をするんだとか、あるいはもう離島航路外れて、あくまで遊覧船的な観光としていちいち観光用だけでやるのであれば、それもあるでしょうし、経営の在り方として、職員さんが運航する指定管理でもっとコストを削減する方法であったりとか、それを検討してきた結果をもう少し具体的に示してほしいと思いますけれども。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝その指定管理、運航委託等についてでありますが、それについて、なかなかやっぱり船員の確保というのが大変厳しい状況でございますので、今年度については、その部分についてはちょっと検討は進んでおりません。今後、やはり 10 年先、20 年先というお話ではなくって、もっと短期間の間に廃止というような方向性というのは出したいというふうには考えております。以上です。

○土居委員長＝松田さん。

○松田委員＝課長の意見、まだまだ中長期的な回答なので、地元の漁業者、あるいは当然漁師さんたちからの意見で、自分たちでそれは操業もできる方々が遊漁船免許を持って、いかだへ渡す方々は遊漁船、人を乗せる船もあるわけです。そういったことを検討することは離島の子供たちの移動手段の在り方として、3,000 万近く予算組んで、離島航路の補助金があるからといって延命するのではなくて、しっかりとそこは地元の声はもういいよという声も十分あるので、そこは一年一年、今年の当初予算に反対しませんので、来年度同じ上がり方やったらちょっと異議もあると思うんで、しっかりと検討材料を出してほしいです。

○土居委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 20 号 令和 3 年度須崎市バス事業特別会計予算について

○土居委員長＝続きまして、市議案第 20 号令和 3 年度須崎市バス事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画政策課長。

○北川企画政策課長＝市議案第 20 号令和 3 年度須崎市バス事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書 69 ページ、特別会計予算書 13 ページでございます。令和 3 年度須崎市バス事業特別会計の予算は、第 1 条で、歳入歳出予算総額をそれぞれ 1,855 万 6,000 円に定め、第 2 条では、一時借入金の最高額を 1,000 万円と定めて

おります。

次に、18ページ、事項別明細書歳出から御説明いたします。1款1項バス事業費1目運行費、バスの運行経費1,758万5,000円の主なものは、需用費50万円は修繕費、役務費15万6,000円は保険料ほか、委託料ではバス運行費、バス停等の管理委託料として1,611万3,000円、備品購入費ではベンチの購入費76万6,000円、その他運行に要する経費となっています。2目事務費では、バス運行事務経費として、需用費など1万2,000円となっています。2款1項公債費1目元金では、償還元金44万8,000円。

19ページに移りまして、2目利子1万1,000円。3款予備費として50万円計上しています。これらに充当する財源でございますが、16ページに戻っていただきまして、1款事業収入1項バス運賃収入の418万6,000円、2款国庫支出金1項国庫補助金378万2,000円、3款県支出金1目県補助金38万3,000円、4款繰入金では一般会計からの繰入金として1,016万9,000円、5款諸収入3万6,000円となっています。以上よろしく願いいたします。

○土居委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝バス停の話なんですけれども、高齢者の人などがですね、例えば行くときは辛うじてバス停まで行っても、帰るときには買物をして重たいから、自由乗降の区間をつくってもらいたいと、そんな声もあるのですが、それともうちちょっと利用料金も、乗車、バス代か、それも安うにできんかっていうふうなことなんかあるんですが、やっぱり高齢の方が乗られているので、結構バス代も高くなるわけですね。そんなことについてはどんなふうにお考えでしょうか。乗りやすい状況をつくるという意味で。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝今年、地域公共交通、一般会計のほうにございます公共交通の計画策定ございますが、その中で市営バスも含めて、様々な面を検討したいと考えておりますので、その中で検討していきたいと考えております。

○土居委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 29 号 令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）について《分割》

○土居委員長＝続きまして、市議案第 29 号令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○梅原総務課長＝市議案第 29 号令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）の総務課所管分について御説明をさせていただきます。

別冊令和 2 年度須崎市補正予算書、令和 3 年 3 月補正の 17 ページをお開きください。第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 5 目財産管理費、市有財産管理費更正で、電話料及び草刈り等手数料といたしまして 105 万 9,000 円。

続きまして、18 ページ、第 9 目諸費でございますが、生活保護費等国庫負担金や障害者自立支援給付費国庫負担金などの国庫返還金が 6,718 万 9,000 円の補正となっております。

続きまして、5 ページにお戻りいただきまして、第 2 表繰越明許費補正でございますが、第 2 款総務費第 1 項総務管理費、地方創生臨時交付金事業費の出退勤等管理システム導入事業につきまして、翌年度に繰り越す必要生じましたことから減額補正をお願いするものでございます。金額は 1,700 万円余でございます。

次に、9 ページの第 4 表地方債補正でございますが、防災・減災国土強靱化緊急対策事業、学校施設等整備事業、減収補てん債をそれぞれ記載のとおり追加をいたしまして、過疎対策事業につきましては限度額を 1,680 万円減額し、起債総額を 20 億 1,960 万円に変更しようとするものでございます。総務課所管分は以上でございます。

○土居委員長＝企画政策課長。

○北川企画政策課長＝それでは、企画政策課所管分について御説明を申し上げます。

別冊補正予算書 5 ページ、繰越明許費補正でございます。2 款総務費 1 項総務管理費の 4 行目及び 5 行目にございます。地方創生臨時交付金事業費、光ファイバーの整備事業費につきましては、工期の関係で翌年度に繰り越す必要が生じたものです。また、地方創生臨時交付金事業費、移動販売車両購入支援事業につきましては、この 3 月補正予算で計上したもので、事業完了が翌年度となることから繰り越す必要が生じたものです。

次に、18 ページをお開きください。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目企画費、説明欄の最後にある地方創生臨時交付金事業費、移動販売車両購入支援事業につつま

しては、株式会社サンプラザが運営しております移動販売ハッピーライナーの車両の老朽化に伴い、新規車両購入に補助しようとするものであります。県が補助主体となり、巡回している15市町が県に負担金を支払うものです。負担割合は県、市町村、事業主体がそれぞれ3分の1ずつで、総事業費6,270万円にいたしまして、須崎市の負担額は139万3,000円となっております。

次に、30ページをお願いします。13款諸支出金1項公営企業費2目バス事業特別会計繰出金は、バス事業特別会計の繰入金が歳入の更正により、一般会計の繰出金を32万2,000円増額するものです。以上よろしく願いいたします。

○土居委員長＝元気創造課長。

○西森元気創造課長＝元気創造課分の補正について御説明いたします。

補正予算書の18ページ、第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費、すさきがすさき応援事業費3億3,349万9,000円の補正は、ふるさと納税額の増加に伴う必要経費の増額でございまして、郵便料として920万5,000円、ワンストップ特例申請書の郵送料として209万円、ヤフー、楽天等のふるさと納税決算等手数料が2,657万2,000円、「さとふる」、ふるさとチョイス等におけるふるさと納税受付業務等委託料として3,132万2,000円、株式会社株式会社パンクチュアルへのふるさと納税商品企画委託料が2,640万円、返礼品代金送料等として発送委託料が2億4,000万円、基金への積立金が2億6,650万1,000円となっております。

次に、予算書25ページに移りまして、第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費365万円の減額は、12月に行いました夜間に酒類を提供している事業者に対し支給した須崎市臨時支援給付金の給付実績に基づく減額でございまして、この事業では85の事業者に対して、総額3,130万6,000円を給付いたしております。次の地方創生臨時交付金事業費、商店街調査事業300万円につきましては、人口減少や大型店舗への顧客流出等に加え、今般のコロナ禍の影響により活力の低下が顕著となっております。市街地商店街の空き店舗について所有者や管理者などから貸出しの意向確認や建物改修の必要性等について現場確認を行い、再利用を目指すことによって、商店街活性化の一路とすることを目的とするものでございまして、おおむね須崎駅前から旧ゆたか店に至る商店街を調査区域とするものでございます。

次に、第3目観光費のうち遊漁船業等振興事業費補助金200万円の減額は、県補助金が確保できなかったことによる減額でございまして、予定をしておりました遊漁船の改修については、須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略により実施をすることといたしております。また、高幡広域観光推進事業35万3,000円の減額は、じも旅キャンペーンの事務費精算に伴う減額でございまして。次の観光拠点等整備事業6,068万8,000円のうち、2,092万3,000円は地方創生

臨時交付金を活用し、ウィズコロナ、アフターコロナ社会における自然体験型観光資源として、坂内カヌー場とシーパーク大島、鳴無地区の3点をカヌーによる周遊コースと位置づけまして、この3点の中で唯一公衆トイレのない鳴無地区へのトイレ設置費用として1,000万円、カヌー乗降用の浮き桟橋設置費用として1,092万3,000円を計上いたしております。なお、残る3,976万5,000円につきましては、生涯学習課が所管しております坂内カヌー場の乗降用桟橋老朽化に伴う改修費用でございます。

次に、予算書の5ページにお返りいただきまして、繰越明許費補正、2行目の集落活動センター事業費6,151万2,000円は、安和のセンター建設に要する費用でございまして、繰越しをいたしました上で、本年8月の事業完了を予定をいたしております。

また、6ページの第7款商工費、商店街調査事業300万円と観光拠点整備事業6,068万8,000円のうち2,090万3,000円は、先ほど御説明申し上げました事業に関する経費でございまして、全額を繰り越すことといたしております。以上よろしく願いいたします。

○土居委員長＝プロジェクト推進室長。

○奥田プロジェクト推進室長＝それでは、プロジェクト推進室所管分について御説明申し上げます。

別冊補正予算18ページをご覧ください。6目企画費の説明欄の丸印の下から3つ目でございます。特別定額給付金給付事業費更正の減740万円、それからその下、特別定額給付金給付事務費更正減2,230万円、それぞれ減額となっております。これは、いわゆる10万円の寄附事業に関しまして、事業費が確定したため、それぞれ減額を行うものでございます。

次に、5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。2款総務費1項総務管理費の事業名、上から3つ目、地方創生臨時交付金事業費、カヌー合宿助成事業150万2,000円は、これは地方創生臨時交付金を活用して、いわゆるコロナによって利用者あるいは収益が減少した市内の宿泊業の支援のために、全国からカヌーの合宿を呼び込んで、そうしたことに対応していこうというプランでございましたが、そもそもコロナの影響によって利用者が非常に少のうございまして、これを繰り越して継続して実施をさせていただこうという事業でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○土居委員長＝地震・防災課長。

○久万地震・防災課長＝地震・防災課です。よろしく願いします。

別冊の補正予算書26ページ下段から、27ページ上段をお開きください。9款消防費1項消防費1目常備消防費は、高幡消防組合の負担金更正減で1,261万5,000円の減額となっております。2目非常備消防費200万円の更正減は消

防団報酬と操法大会中止による減額でございます。

次に、5 ページをお開きください。5 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費、地域防災施設整備事業費 9 6 1 万 8, 0 0 0 円、妙見、安和の避難道整備に係る工事の遅れを生じておることによる繰越しであります。地域防災体制整備支援事業費 1 9 万円、各転倒防止金具取付け委託料でございます。木造住宅耐震化促進事業費 1, 4 4 9 万 2, 0 0 0 円は、先ほど当初のほうでも言いましたとおり、住宅耐震診断改修補助金でございまして、本年は申請数が少なかったことで次年度への繰越しをしております。続きまして、建築物耐震対策緊急促進事業 4 2 2 万 8, 0 0 0 円、こちらにつきましては、県が指定する緊急輸送道路沿道の建築物の耐震設計にて時間を要したもので繰り越しております。続きまして、ブロック塀耐震対策事業費 1 0 7 万 2, 0 0 0 円、老朽住宅等除却事業費 5 5 3 万 6, 0 0 0 円の補助金につきましては、判定委託先の判定業務及び申請者の除却工事着工に遅れを生じたものでありまして繰越しをしております。

続きまして、6 ページ、9 款消防費 1 項消防費、消防防災設備整備事業費 2, 8 0 0 万円は消防団ポンプ車の購入費でございまして、今現在車両を鋭意製作中ということでございます。

続きまして、8 ページ、第 3 表債務負担行為補正でございます。7 段目、救急業務協定負担金 2 3 0 万円、浦ノ内東部地区への土佐市消防署の救急応援出動に対する負担金でございます。次の段になります。海岸門扉委託料 2 3 5 万円、県より管理委託されているものでございます。期間はいずれも議決日から令和 3 年度まででございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○土居委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 3 0 号 令和 2 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○土居委員長＝続きまして、市議案第 3 0 号令和 2 年度須崎市バス事業特別会計補正

予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画政策課長。

○北川企画政策課長＝市議案第 30 号令和 2 年度須崎市バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明を申し上げます。

議案書 79 ページ、別冊令和 2 年度須崎市補正予算書、令和 3 年 3 月補正の 34 ページでございます。今回の補正は決算見込みより歳入額を各款の額の更正でございます。

37 ページの事項別明細書歳入を御覧ください。1 款事業収入 1 項バス運賃収入 1 目運賃収入は 57 万 9,000 円の減。2 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目バス事業費国庫補助金は 25 万 7,000 円の減。3 款繰入金 1 項他会計繰入金は 32 万 2,000 円の増でございます。

次の 38 ページは、歳入の増減による財源更正となっております。以上よろしくお願ひします。

○土居委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第 22 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情

○土居委員長＝続きまして、今回受理しました陳情の審査に入ります。

既に陳情文書表をお配りしておりますので、陳情の朗読は省略をいたします。

陳情第 22 号選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情を議題といたします。議員の皆さんの御意見をお伺いします。

宮田さん。

○宮田委員＝この選択的夫婦別姓制度は、国会でも大分審議いただいておりますが、今時代の流れとして、大変求めている方が多いです。法学者や弁護士も 1,000 人が賛同の署名集めたりとかされてまして、この選択的夫婦別姓は導入されても同姓になる方が大半だと思われます。ですので、いろいろ不便を感じている方たくさん出

ていっていますので、やはりこの陳情は採択するべきだと思います。

〔「同じく」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝ほかにございませんか。

ないようですので、陳情第22号を採決いたします。

本陳情を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。本陳情は採択することに決しました。

なお、意見書議案の提出につきましては、委員長が提出者、委員が賛成者となって提出すること及び意見書案は委員長に一任させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

以上、当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土居委員長＝なければ、以上で総務委員会を散会いたします。

なお、陳情採択されましたので、委員の皆さん、後で署名をお願いをします。以上で終わります。

~~~~~

○午後 0時27分 散会